

平成 2 6 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成26年12月16日
- ・ 開 会 平成26年12月16日
- ・ 閉 会 平成26年12月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前１０時００分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成２６年第４回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、議長において６番、松田信行議員及び７番、齋藤宏司議員を指名します。

◎日程第２ 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第２ 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る１２月１０日と本日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が４人、町長から提出されている案件が１５件であります。その内容につきましては、一般議案１１件、補正予算４件であります。その他、決算認定８件、報告２件、発議として意見書等も予定されています。さらに、天候の悪化も予想されます。

したがって、一般質問及び提出議案の内容を件数及び天候を判断しまして、本定例会の会期は本日１２月１６日に開き、１２月１９日までの、４日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第３ 会期の決定について

◇議 長 日程第３ 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から１２月１９日までの４日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１９日までの４日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１２名全員であります。本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議会日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成２６年第４回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

９月２０日から２１日にかけて、札幌市において風土＆ＦＯＯＤフェスティバルに参加をいたしました。この催しはラジオ番組との共催という形でございまして、ＳＴＶ本社前広場において行われました。大空町の製品の販売、合わせて東藻琴高校の活動のＰＲをさせていただいたところでございます。

９月２７日、自衛隊第１０１特科大体創隊６０周年記念祝賀会に出席をいたしました。歴代の大隊長も出席をされ、御挨拶をいただきました。私は挨拶の中で、

大空町と第101特科大隊との深い関係について触れさせていただいたところでございます。

10月2日、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。貢献賞、善行賞、奨励賞の各部門に28個人の推薦をいただきました。審査により答申をいただいたところでございます。

10月8日、北見地区国有林等所在市町村長有志協議会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。管内の国有林を有する市町村長の集まりでございます。森林管理署から平成27年度予算の要求内容などについて説明を受け、意見交換をさせていただきました。

10月10日は、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が小清水町で開催をされました。平成26年度における要望内容について、協議をいたしましたところでございます。大空町といたしましては、東藻琴交差点改良を平成27年度に向けて要望項目として出していきたいということの御説明をさせていただいたところでございます。

10月11日、平成26年度自由民主党移動政調会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。大空町からは、湿性植物群落の保全、地方空港の活性化、刑務所用地の活用のほか、農業基盤整備事業、道路整備など、19項目について要請をいたしました。このほか、JAめまんべつからも施設整備にかかわる要請を行ったところでございます。

10月18日から19日にかけては、札幌に出張いたしました。第9回道庁大空会に出席をいたしました。出張中の職員も出席をさせていただき、14名の参加となりました。ふるさとの話題のほか、行政課題について意見交換をさせていただいたところでございます。

10月20日は網走刑務所長との行刑地活用意見交換ということで、網走市に赴きました。住吉刑務所用地の歴史的経緯、町としての考え方などについて説明をさせていただいたところでございます。一定の御理解をいただけたものと、そのように感じました。

10月20日から21日にかけては東京に出張いたしました。西武ホールディングス株式上場感謝の集いに参加をいたしました。一連の問題から株式が未上場となっておりましたが、本年の4月、再上場となり、集いが開催されました。

この機会に西武ホールディングス後藤CEO、プリンスホテル小林社長と挨拶を交わし、ゴルフ場の運営などについて要請をしたところでございます。

10月22日から25日にかけては、東京、札幌へと出張いたしました。一つは、北海道合併市町連携会議中央要望でございます。交付税の見直しについて、総務省、政府与党、道内関係の国会議員の皆様方に要請をしたところでござ

います。合併した市町における交付税の削減は、1本算定になりますと9,500億円とも言われております。実質は、さらにいろいろな経費がかかるということで、その9,500億円のうち60%程度合併をした市町村に戻していただけるような、そんな交付税の見直しをお願いしたいということで、要請活動をしたところでございます。

あわせてこの機会に合宿誘致先を訪問、また企業誘致活動にも携わってまいりました。日本体育大学、大鵬企画、製薬会社等を訪問し、意見交換をしながら要請活動を行ったところでございます。

札幌に戻りまして、北海道自治大学土曜講座に出席をいたしました。市町村合併は何であったということをテーマに自治体職員、議員、市民が参加する勉強会に出席をしたところであります。私は合併をした市町村長ということで、証言者として参加をいたしました。当時の取り組みでありますとか、現状などについて説明をし、会場から質疑をいただき答えたところでございます。

10月27日から11月1日にかけては、札幌市に出向いております。活性化期成会の要望の前段として、北海道議会議員との意見交換会に出席をいたしました。管内選出の全ての道議会議員の出席をいただき懇談をしたところでございます。

翌日、オホーツク圏活性化期成会秋季要望ということで、道庁に対して期成会として要望行動を行いました。私は農林水産班といたしまして、水産林務部、農政部、経済部に要望し、意見交換をさせていただきました。

さらに、このときに市町村長政策研究会に参加をいたしました。私が参加をしている研究会でございますが、今回は拡大研究会ということで、全道全ての市町村長に呼びかけて34市町村から参加をいただいたところでございます。まち、ひと、しごと創生事務局から局長代理参事官を招き、説明を受け意見交換をさせていただいたところでございます。

さらに、北海道町村会政策懇談会にも出席をいたしました。会長の挨拶の中には、道州制法案の見直しについて、また、まち、ひと、しごと創生事務局のあり方について、林業再生基金などについて言及がございました。また、講演では、政治ジャーナリスト角谷浩一氏を招いての講演でございましたけれども、消費税の1年半の延期、さらに12月の総選挙の可能性について、この時点で言及されていたところでございます。

戻りまして11月3日、大空町表彰式を挙行政いたしました。議員各位の御臨席も賜ったところでございます。28個人を表彰させていただきました。

11月5日から8日にかけては、札幌さらに東京に出張をいたしました。一つは、札幌におきまして、札幌矯正管区との行刑地活用意見交換であります。北海道を管轄する法務省の機関でございます。ここにおきましても、住吉の作業

所における歴史的経緯、そして町の考え方などについて説明をさせていただいたところでございます。

翌日、東京で国土交通省、農林水産省、内閣官房を訪問をいたしました。平成27年度予算の状況、また、地方創生等における情報収集のために赴いたところでございます。関係職員と意見交換、また情報収集などに努めてまいりました。

この期間において、東京の女満別会そして東京の東藻琴会の総会に出席をいたしました。女満別会は54名の出席、東藻琴会は50名の出席でございました。それぞれ内容などについて工夫をされた総会や交流会であったと思っております。

11月13日、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催をいたしました。今年度の事業の反省、そして、来年度の考え方などについて協議をいたしました。来年度は大空町10年の年となることから、どのような取り組みが必要かということについて、協議をいたしたところでございます。

11月17日から20日にかけては、東京に出張してございます。一つとして、航空会社への要望活動がございます。女満別空港整備利用促進協議会として、関係する皆様とともに全日本空輸、日本航空に対し、路線機材の拡充など、要請したところでございます。

次に、全国町村長大会に出席をいたしました。全国928町村長が一堂に会し実施された大会でございます。前日、安倍首相が解散の表明をされたことを受けて、出席されました安部総理大臣からは、解散の意義などについて触れた挨拶がございました。このほか、大会では、地方総整備にかかわる提言決議などを採択したところでございます。

翌日、第59回簡易水道整備促進全国大会にも出席をいたしました。功労者の表彰など、平成27年度予算確保に向けた要請活動の方針を採択し、実行行動に移ったところでございます。

あわせてこの日、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会にも出席をいたしました。総会のほか、合併浄化槽普及に向けた国の制度、予算などの説明を受けたところでございます。

戻りまして11月22日には、北見赤十字病院竣工記念式典に出席をいたしました。本館の完成に当たり、式典の挙行、そして施設の内覧会に参加したところでございます。

11月23日、東藻琴相撲場落成記念オープンセレモニーに出席をいたしました。この後、全道各地からの選手の出場により、北海道選抜相撲選手権大会が開催されたところでございます。今後この相撲場を広く活用を図ってまいりたいと思っております。

12月4日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。地方創生に係る町村会としての取り組み方針について意見交換をすると同時に、2月3日

開催予定の総会時に内閣官房から職員を招き、勉強会を実施すること決めたところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

◇議長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番 上地史隆議員。

◇上地議員 1番 上地史隆でございます。このたび、今年最後の定例会で質問する機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

以下、通告に従い質問に移らせていただきますが、後に御登壇される議員の方々と重複するところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。それでは、質問をさせていただきます。

認知症高齢者の失踪対策についてですが、皆様も新聞やテレビなどの報道で認知症高齢者の行方不明者が増加しているということを聞き、大変衝撃を受けた方もおられたと思います。私も福祉の現場で働く者の1人として大変衝撃を受けておりますが、警察庁は去年1年間に全国で認知症、またはその疑いで行方不明になったとして警察に届けられた人が延べ1万322人に上り、統計をとり始めた一昨年より715人増えたと、6月に発表いたしました。また、去年死亡が確認された人は388人で、一昨年より29人増え、問題は年々深刻になっています。

厚生労働省の研究班によりますと、国内の認知症の高齢者は、平成24年の時点で462万人、高齢者の15%に達すると推計されています。また、認知症の予備軍とされる軽度認知障害の高齢者は400万人に上ると推計され、国内の認知症とその予備軍の高齢者は合わせて860万人余り、高齢者の4人に1人に上がっています。高齢化が進むにつれて、今後も認知症の高齢者は増え続けると予測されていて、この認知症の行方不明者の問題は、さらに深刻な問題になると見られています。

国は認知症になっても病院に入院せず、できるだけ自宅で暮らし続けられるよう、地域で暮らしが続けられるように、訪問介護や訪問看護のサービスの充実やグループホームなどの施設の整備を進めています。

さらに、行方不明になった場合、警察や行政、それに地域が連携して地域ぐるみで探すSOSネットワークと呼ばれる取り組みも行われています。この取り組みは、平成7年、警察庁が全国の警察本部に呼びかけたことをきっかけに全国的に広がり、厚生労働省も自治体に財政支援をするなどしてネットワークづくりを促すということです。しかし、ネットワークの中には、ほとんど稼働していないケースもあり、認知症の人が安心して外出できるまちをどのように実現していく

のかが市町村の早急な課題となっております。

大空町役場にもＳＯＳネットワークの窓口がありますが、地域の住民に対して認知度は低いと思われます。どのような活動しているのか、理解されていない方も多いと思われ、今後、大空町でも高齢化率が年々上昇し、認知症の高齢者の方が失踪する事件が発生する可能性もあります。中には、最悪の結果、死亡に至るなどのケースもあるため、実際に認知症高齢者に限らず、障害などにより行方不明になったり、その場合、御家族または警察から町に要請があった場合には、どのように対応するのか。今後増加する失踪、行方不明に対して、防止策があるならば、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

この２点で、最初の質問を終了させていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、町内で行方不明者が出た場合の現状について説明をさせていただきたいと思います。

御家族の方が、家の周り、周囲などを探しても見つからず、そして、警察に行方不明の届出がされた場合、警察から町へ搜索の協力依頼がございます。職員や消防職員を招集し、警察から行方不明者に関する情報提供を受け、想定される地域への搜索活動を実施してございます。天候や時間帯によって、早期に発見する必要があると判断したような場合には、消防団員の皆さんへも協力をお願いすることとしてございます。

過去には行方不明者が、列車に乗り札幌まで行っていたという事例、さらには飛行機で東京まで行っていたという事例もございました。行方不明者が出ないということが望ましいわけではありますが、もしそのようなことになれば、関係機関等々と協力をし合い、あらゆる対応を取りながら、早期の発見に努めている現状にございます。

認知症の方の場合、行方不明の捜査が非常に難しくなるわけでございます。そういったことを考えますと、まず認知症にならないため、認知症の方を増加させないための対策というものが become 必要になるのではないかと考えてございます。

町内の状況を申し上げたいと思います。町内の１０月現在の６５歳以上の人口は、２，４５５人、このうち要支援を含めた介護認定者は、４５５人でございます。認知の低下を要因とする要介護認定者は、約６割ということでございますので、人数にすると約２７０人程度、６５歳以上の人口の約１１％程度になろうかと思えます。

認知高齢者を増加させない対策といたしまして、町としては、集団脳機能検査

を実施してございます。さらに、脳刺激訓練教室などにおいてゲーム、健脚度測定、調理実習、バス旅行などを実施しているところでございます。また、認知症そのものに対する理解を深めてもらう機会といたしまして、脳刺激訓練教室でつくりました作品を文化展などにも出展をさせていただいてございます。このほか、認知症サポーター養成講座、介護予防技術講習会などを開催している状況にあります。

また、行方不明となった場合に捜索が必要となりますけれども、そのときの対応策といたしまして、情報機器の活用というものもあるのではないかと、そのように考えております。例えばGPS端末の活用というものもあるかと思えますけれども、現時点では、まだ十分な域に達していないのではないかと、私などはそのように感じているところでございます。まず認知症の方に対し、GPS端末を常に持ち歩いてもらう、携帯してもらうということが難しいという側面がございますし、電源が入っていない、電波が届かないというようなこともあるのではないかと思います。最近では、靴のかかと部分に小型のGPS端末を埋め込んでそれをスマートフォンの専用アプリで検索できるというような装置が開発され、運用されている部分もあると聞いておりますけれども、なかなか高額であるということや、バッテリーの充電など、いろいろな技術面での課題もまだあるというふうに考えておまして、今時点では万能な方策とは言えないのではないかなと、そのように受けとめてございます。

また、大空町では、今年の10月からメール配信サービスを開始いたしました。その中に行方不明者の情報というものを提供できる仕組みとしてございます。ただ、配信できます情報は御家族の同意を得た情報となり、限られたものになります。また、多くの方への情報提供の共有が図られるわけでありましてけれども、十分まだ登録いただけていないというようなところもありますので、こういったことについても鋭意努力をしていかなければならないものと考えているところでございます。

そういった中で、認知症の方々が行方不明になるというような場合については、関係機関が連携する仕組みづくりともいうものが必要ではないかと考えております。現時点では、いろいろな協力関係はございますけれども、十分形づけられたものというところには至ってございません。ぜひ大勢の皆さん方のお力添えをいただきながら、そういった仕組みをつくってまいりたい、そのように考えておりますので、御指導いただきますようお願いを申し上げ、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番 上地史隆議員。

◇**上地議員** 町長から御答弁いただいて、GPS端末のことも出ました。実際にほかの自治体によっては、もう購入費の一部助成とか、貸し出しとかもしているところもあります。先ほど言った10月のメール配信を利用した搜索の依頼があった場合には、特徴とかを踏まえて、メールで配信するということでよろしいですかね。そういうことも考えるとは言われているのですが、実際に大空町では認知症だけではなく、精神の方もいるのですが、実際に平成26年度3件、早期には見つかつてはいるんですが、そのこともあるので、早期にやるのか、実際にそういうことをするのか、周知するのかも含めて、またお聞きしたい。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** まず、GPSの助成などについては、今時点では考えておりません。機械器具等の性能といったものについては、これからも、情報収集に努めていかなければならないものと思っております。機械というものは、今時点では、この程度と思っておりますが日進月歩、非常に速い速度で性能、また価格というものが変わってくるところもあります。先進地でどのように利用されているか、そういう情報も含めながら収集をして判断をしていきたい、そのように考えているところでございます。

また、機械器具などを使った、搜索活動というものの一つとして、現在、町の中には幾つか防犯対策のためのカメラなども設置をしております。そういったカメラの設置についてどういう効果を発揮するのかということについて、検証もしなければならぬのではないかと、そういうものの活用ということも含めて、事例などについて調査をしてまいりたいと考えてございます。

一方で、メール配信サービスにつきましては、この10月から既に実施をしておりますが、10月以降の行方不明者ということでは活用に至っていないところがまだございます。御家族の御了解をいただいた中で、その行方不明となられた方の特徴、また行方不明になったときの状況などをメールに入れまして、そして、登録されている方々から情報を募るということになってこようかと思います。先ほど言いましたように、まだまだ登録が十分進んでおりません。いろいろな機会をとらえてより多くの方に登録をいただけるように、まずは努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

また、先ほど議員が言及しておりました警察署と行政を結ぶSOSネットワークという仕組みがございます。大空町においては、十分にこれらを活用しているかという点、そこには至っていない状況でございます。今回のメール配信の仕組み、さらには町が実施しております見守りネット事業、さらに、その事業協力団体の方々が14団体ございます。そういった方々との協力関係の中で、見守りや、

安否確認の機会をしっかりと確保する、さらに、不明者となってしまったような場合については、メールなどで情報提供を行う。さらに、警察のＳＯＳネットワークを活用し、広域な情報共有を図る、さらに、福祉関係者の皆さん方の御協力をいただきながら、どのように捜索活動を行うのか、連携の手順はどうあるべきなのか。さらに保護する方法などについても、共通の理解に基づいて取り組むというような町独自のＳＯＳネットワークのシステム化というようなことも取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

今取り組んでいるそれぞれの事象については、それぞれの断片的なものになってございますので、それを有機的に結びつけた中で、しっかりとした捜索活動、また保護活動ができるような体制づくりをしていきたい、そのように考えてございます。

北見市、津別町、美幌町、小清水町などにおいては、既にこういった仕組みができ上がっているということでございますので、そういった先進の市町村の事例なども参考にしながら、そういう仕組みづくりに向けて早急に取り組んでまいりたい、そのように考えてございますので、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 町長も今後できるだけ考えて町独自のＳＯＳネットワークというか、町独自のサービスをつくるという考えはお聞きできたのですが、さっきも言ったように、早急にやっていただかないと、この時期に実際に行方不明になった場合、消防団員の方とかに協力していただいて、早期の発見に努めるといいますが、この時期、本当に場所によっては１時間も持たないうちに亡くなられるケースもありますし、実際に他の市町村なのですが、ＪＲの線路で列車に跳ねられて死亡して、そのお金をＪＲの方から御家族に請求があつて、結局裁判になったのですが、そのケースでは、御家族が敗訴されました。

実際に２４時間、認知症の方を家で見るというのは、なかなか難しい問題であつて、介護の現場でも、一応時間は決まっているので、２４時間とまではいかないですが、１人でもすごく大変な業務でありますし、精神的な疲労も大変なものであります。実際に大空町ではあり得ないということはないと思います。ＪＲもありますし、それになぜそこに行ったかっていうのは、その人しかわかりはしないのですが、もし町でこのような事故も起きて困るので、早急にというよりも少しでも早くやっていただきたいなと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 認知症の方に限らず、行方不明になった場合、北国特有の、また寒冷地特有の気象状況などもあり、直接そのことが生命の危険に結びつくと言えることは十分に理解できます。いかにそういった行方不明を出さないための努力は、これは恒常的に行っていかなければならないし、しっかりと浸透させていかなければならないと思いますし、さらに、行方不明になったときには、しっかりと対応できる体制というものについては、いち早く、つくっていかなければならない、そのように思います。

今現在もいろいろな対応はしておりますけれども、先ほど言いましたように断片的な対応になっているかと思います。いかに大勢の方々の御協力をいただきながら、この形をつくるかということが大切でありますし、そのスピード感というのは、非常に重要になってくると思いますので、今回、議員が御指摘いただきました内容等を十分勘案をしながら、早急に、その仕組みづくりに着手をしたいそのように思います。これからも御指導をお願い申し上げます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 ぜひ協力しますので、早急に行っていただきたいと思います。

これで質問終了いたします。ありがとうございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 行政、警察、さらには消防関係の皆さんはもちろんでありますけれども、見守りネットの事業協力団体、さらには福祉関係者の皆様の御理解や御協力をいただき、この仕組みをつくり上げてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時46分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。5番 品田好博議員の一般質問を許します。

5番 品田好博議員。

◇品田議員 おはようございます。

本年度の最後の定例会、第4回定例会が行われております。通告に従いながら、進めてまいりたいと思います。

1番目は、去る14日、衆議院選挙、粛々と終わりました。予想どおりの結果ではございましたが、その後、加熱するであろう地方再生について、関連する質問となりますけれども、させていただくことになりました。

第1番目としまして、まち、ひと、しごと創生法にどう対処するつもりか、こういう質問でございます。大変、ポエム的なイメージがある名称であります。まち、ひと、しごと創生法は、解散選挙前に地域活性化に取り組むことを、国の責務と位置づける地方創生関連2法が成立したのは、周知のことでございます。人口減対策の基本理念などを定めた、まち、ひと、しごと創生法など、地方創生2法が本当に人口に歯止めを掛けることに成り得るのか。期待をして質問させていただきたいと思います。

創生法は、国と自治体に今後5年間の人口減対策の行程表となる、総合戦略の策定を求めています。政府は、地域特性を活かした具体的な対策には、予算を含めた支援を表明しております。自民党は、今回の公約で、やる気のある、志の高い、地方自治体を地方創生特区に指定して、取り組みの障害となる規制があるのであれば緩和をし、地域の新規産業や雇用創出を支援するとしているとのことでもあります。また、地方6団体が提言している自由度の高い交付金創設についても明記したところでもあります。

これに対応して、早速、北見市においては、11月末に5部局の長により構成する地方創生人口減対策プロジェクトを設置したということでもあります。地方版総合戦略の策定を念頭に、平成27年度中に策定をする予定であると報じられておりますが、近々のニュースでは、今年度中に取りまとめを急ぐよう通知をしたところであるそうでございます。先ほどの町長さんの行政報告の中でも、多くの言葉を発せられております。地方創生の会議、いろんな努力をなさっているなど行政報告を通じて感じたところではありますが、そこで、町長さんの大空町においての対処のあり方という観点からお伺いをするものであります。よろしく願いをしたいと思います。

2番目、小型家電の回収の成果はいかがであったか。小型家電リサイクル法の施行に伴い、昨年度11月から始まった小型家電の無料回収の現況について、また当初回収目標といったものがあつたのかどうかについて、教えていただきたいと思います。なお、回収に際しての収支と、その啓蒙はどうであったのかも、お聞かせください。

3番目でございます。健康増進を目的として、トレーニングルームの事業成果が設けられましてから、女満別地域においては4年過ぎて5年目でございますか、

東藻琴は、1年を過ぎたわけでございますけれども、その事業成果についてどのようにお考えか、その現況と課題についても、お聞きしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしく御答弁いただきたいと思います。以上で1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず1点目でございますが、まち、ひと、しごと創生法にどのように対処しているかということでございますが、全段、少し国の動向などについてお話を申し上げます。国立社会保障人口問題研究所による将来人口の推計でございますが、平成22年日本の総人口は1億2,800万人、これが30年後の平成52年には、全ての自治体で人口が減少し、1億700万人になる、そのように推計されております。北海道においては、平成9年の570万人をピークに減少し、平成52年には4分の3近くになる419万人と試算されております。

大空町における国勢調査人口、振り返ってみますと、昭和30年には1万6,316人ございました。これが昭和55年には9,565人、そして、平成22年には7,933人と減少傾向が続いております。この傾向はさらに進み、平成52年には5,232人になるというような試算となっております。平成22年度の人口を100とした場合、30年後、全国では83.8%、北海道では76.1%、大空町では66.0%、急速なスピードで減少が進むと、そのように推測されております。

過去10年間の人口動態について見てみますと、大空町の中で自然増減が年平均26人の減、社会増減が年平均69人の減ということでございます。

今年5月に日本創生会議は全国市区町村の約5割に当たる896の自治体で20歳から39歳の女性の人口がこの30年間で半数になるという見通しの公表を行いました。北海道においても、179市町村のうち146市町村が該当し、大空町もこれに該当しているところでございます。このような場合、今後出生率が上がっても、人口が減少し、消滅の可能性があるというショッキングな言葉で表現をされております。

このような状況を踏まえまして、国において総合的な政策を推進するため、まち、ひと、しごと創生本部が設置されました。先の国会において議員の御指摘のとおり、地方創生の理念等を定めまして、まち、ひと、しごと創生法が可決され、地方自治体を国が一体的に支援する、地方再生法の一部改正法案も成立したところでもあります。それらを受けて課題の打開に向けて一歩が踏み出されたところでございます。

国は50年後に1億人程度の人口の維持を目指すこととし、国として長期ビジョンと活力ある社会の実現に向けた5カ年計画の総合戦略をまとめることとしております。都道府県や市町村においても地方版の総合戦略の策定が求められており、この中に少子化対策、企業支援などにおける対策を盛り込むことと、また新たな交付金制度を導入して推進する、というようなことも言われております。

本町におきましても、これらの状況を踏まえ、さまざま取り組んでおります課題等の取り組み状況をしっかりと分析をし、整理し、そして持続可能な地域のあり方などを考えながら、必要な対策について実施検討していきたいと、そのように考えてございます。

具体的に今まで取り組んでいる事業、また、取り組もうとしている事業などについて少しお話を申し上げたいと思います。現在実施しておりますのは、婚活事業の推進、妊娠出産や子どもの医療費に対する支援、保育環境の充実、教育環境の整備などさまざまな取り組みを行ってございます。このほか、住み替え促進事業、住宅リフォーム事業などにより、移住者の受け入れと定住の促進を図るとともに、今後、宅地の造成分譲、子育て世代への新たな定住支援策なども検討していきたいと思っております。さらに起業、創業に対する支援や空港の利用促進、路線拡充のための助成措置などを実施いたしまして、交流人口の増加を促すとともに、雇用の場の確保などを図っていく施策に取り組んでいるところであります。

この施策などにあわせて、個性的なまちづくりを進めるために、芸術文化活動やスポーツ滞在型事業の充実などを推奨し、地域づくりを実践していきたい、そのように考えているところでございます。

人口減少に対処するためには、まず、自然動態、社会動態、それぞれマイナスの要因がありますので、これらをしっかりと分析し、的確に対応することが必要であると、そのように考えております。一方で特効薬があるわけではないと思っております。各施策を総体的に展開すると、この両面が重要であるのではないかと考えてございます。分析した結果をもとに、現在実施している施策、しようとしている施策で一体何が欠けているのかということを検証しなければなりません。

また、平成27年度の予算編成を現在行っておりますけれども、その中で地方創生関連による予算というものは何か、それを色分けし、別建てで表せるようにしておきたいと、そのようにも考えてございます。

さらに、現在、第2次の総合計画の議論をいただいております。その中に、地方創生という考え方をしっかりと盛り込んで議論をいただいた中で、地方版の総合戦略というものを策定していかなければならないのではないかと考えて取り組んでいるところでございます。

次に、小型家電について御答弁を申し上げたいと思います。

小型家電のリサイクルは、国が平成２５年度から法の施行を目指しておりました。大空町においては、先取りをいたしまして、平成２４年度から試行として回収を進めてきております。改修の目的でありますけれども、一つには、希少価値の高いレアメタルが含まれているものが多くございますので、国としての資源の確保をしていくというところに協力すること、もう一つは、ごみから資源へということで考えていきますと、最終処分場の延命にも、私どもとすればつながるのではないかという考え方からでございます。

小型家電の指定品目は、既に施行されております家電リサイクル法の対象品目でありますテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機以外の、電話機、携帯電話、カメラ、デジタルカメラ、パソコン、プリンター、扇風機、電子ジャーなど２８品目が対象となっております。

回収の状況でございますが、現在は役場庁舎と総合支所に３０センチメートル角の穴をあけた専用の回収ボックスを設置してございます。その他町民の方々からは、一般廃棄物最終処分場やリサイクルセンター、焼却処理施設などへ直接搬入いただいても構わないということでＰＲをさせていただいたり、指定ごみ袋、これは燃えないごみの袋でございますけれども、そういったものに入れる、もしくは粗大ごみとして収集にもあたってございます。そのような中で、回収をさせていただいております、平成２４年度は５．７トン、平成２５年度は６トンという回収実績になっているところでございます。

周知方法でございますが、平成２４年度の回収試行に合わせまして、一度町広報紙で周知をしたことがございます。その他につきましては、毎年全戸配布させていただいております生活安心ガイドブックに掲載をさせていただいたり、今年度再配付をいたしましたごみ資源物の出し方というしおりといたしましうか、家庭内で貼っていただく、そういったものにも掲載をしてございます。

ただ、町民の皆様の認知度については、他の物から比べるとまた低いのではないかと、そのように考えております。

それらのことから、今後、ふれあいトークでありますとか、自治会の総会も年末年始予定されております。そういったところで、周知も図らせていただきたいと思いますし、出前講座、さらには自治会や女性部の集まりなどでも参加をさせていただきながら、説明をさせていただいたり、各種団体の事業の一環としても、加えていただけるように要請をさせていただきながら御協力をいただけるように努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

次に、健康増進器具等々の事業成果についてでございます。

女満別地区のトレーニングルームに健康増進器具を設置いたしました。ゲートボールセンターの中にある一室でございますが、平成２２年度１２月から利用をいただいております。東藻琴地区においては、ふれあいセンターフロックスの中に、

平成25年の6月から、これらの体力増進機器を設置させていただいております。施設そのものの所管につきましては、女満別地区のゲートボールセンターは、生涯学習課でございます。東藻琴地区のフロックスは、住民福祉課となっておりますが、関連がございますので、この後、利用状況などについては、教育長の方から一括御答弁をさせていただきたいと存じますので、お許しをいただきたいと思います。

以上、私から御質問のありました2点、さらにトレーニングの関係について触れさせていただき、1回目の御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

トレーニングルームの事業成果についての御質問ですが、現在女満別ゲートボールセンター内のトレーニングルームの機材は、スクワットやトレーニングなどができるコンビネーションマシン、ベンチプレス、ダンベルのほかに、平成22年に体力増進機器導入事業で購入いたしましたランニングマシン、エアロバイクが各2台とストレッチマットなどを配置しているところでございます。

また、東藻琴地区においては、ふれあいセンターフロックス内に昨年度、平成25年度に購入いたしましたランニングマシン2台、ストレッチマットのほかにエアロバイク1台を配置してございます。

次にトレーニングルームの利用状況についてでございますが、女満別地区は利用開始当初の平成22年度は、4カ月間という期間でありますけれども、1,148人でありましたが、平成23年度は年間1,590人、平成24年度は1,531人、平成25年度は1,512人と年間約1,500人程度、1日平均5人程度の御利用をいただいております。

年代別の利用状況といたしましては、平成23年度から平成25年度までの3カ年間の平均では、多い年代から申し上げますと、30歳代が23.4%、70歳以上が16.5%、次に50歳代が16%となっております。近年の利用の推移を見ますと、70歳以上の年代が減少傾向にあり、20代では逆に利用の伸びが見られております。その他の年代については、同程度の利用の状況となっております。また、男女別の利用割合で申し上げますと、およそ男性が6割、女性が4割という状況でございます。

一方東藻琴地区は、平成25年6月にトレーニングスペースを設けましてからまだ1年半と利用期間が短いところですが、開設から1年間の状況では、年間1,103人の利用があり、1日平均5人程度の御利用をいただいております。

す。

年代別には利用の多い順番から40歳代が44%、60歳代が24.9%、70歳代が20.3%の割合となっております。また男女別の比率においては、ほぼ半々ぐらいで推移をしています。

以上申し上げましたように、幅広い年代の住民の皆様に、年間を通してトレーニングルームの御活用をいただいております、基礎体力の向上や冬場の運動不足の解消、さらには健康増進に大きな効果をもたらしているものと認識しているところでございます。

次に、課題として捉えておりますのは、一つはトレーニング機材の修繕についてでございます。使用頻度の高い一部機材については、傷みがひどくなっている部分が生じておりまして、本年度修理を行うこととしております。

またもう一つの課題といたしましては、更衣スペースの確保についてでございます。東藻琴地区においては、ふれあいセンターフロックス内にこういうスペースが用意されておりますが、女満別地区においては、現在着替えるための専用スペースが確保されておられません。利用者からの御要望をいただいているところでございますので、施設内にこういうスペースを確保できるよう早急に検討を進めてまいりたいと考えております。以上、品田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番 品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございました。

1番目の問題でございますけれども、前段の6月の定例会で成長戦略、大空町の成長戦略はあるのかというふうな考え方で質問させていただきましたけれども、今町長さんも同じようなことをおっしゃっておりまして、それと同じような、答弁をしていけば、つまらない時間でございますので、この6カ月の間で何が変わったのか、そういう形の趣旨でございます。

この間の選挙の最中、政権与党の候補は、このように言っておりました。国がこうせいあーせいというよりも、精度の高い、効果のあるそういうふうな観点から見れば、自治体側からの計画値が欲しい、何をしてもらいたいから何をするつもりなのか。自らの課題に対してどう対応するのかというふうな積極性が欲しいと、それについては、努力を国は惜しまないのだというふうな内容の演説をされておりました。町長も先ほども言いましたけども、行政報告の中でいろんな官庁の方々、また、同僚の市町村長さんの会合でも話題が尽きないと思いますけれども、平均ではこの法律は何も意味しない訳で、絵空事になる。自分の地域自治体にとって最良では、というふうな呼び水にしていかなければ、いかに法律をつく

っていただいても何もならない。その積極性を求めているものであらうと思います。

まち、ひと、しごと創生法の第4条にはっきりと書いてあります。地方公共団体は、基本理念に則り、まち、ひと、しごと創生に関し国との適切な役割分担のもと地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。このように書いてあるわけでありまして。やっていることが当然全てその目標でやっているわけでありましてけれども、今の国の現況、地方の現況を見たときに、特化して何を対応して、この施策を打つのか。そういう政策のリード、そういうものが欲しい。そう願っているのは私だけではないと思います。法律は常に優先して作られるものでありますけれども、それに習ってやっていかなければならないのが大事だと思います。

そういう意味で、小さな政策といえども各課から束ねて、その目的に合ったものを出していかなければならないということで、私は質問させていただきました。町長さんに再度お聞きしたいのですけれども、行程表など総合戦略の策定について、これ私もわかりませんから、どういう通知が来て、どうなってどういう内容で出すのか。それがどういう支援に結びつくのかというのは、我々議員は残念ながらわからない面があります。そういうところまで来ているのだらうと思うんです。先ほども言ったとおり、年内にある程度の取りまとめという形の社説もありましたけれども、そういう具体性のある方は、我々わかりません。どういう手順で、どう上げていくのだという行程表も議会に示してほしいな、そういうことでございます。

総合計画もありますし、これからいろいろ練っていくのは分かりますけれども、特段に急ぐ内容であらうと思います。それは急に考えてできるものではない。常に考えていかなければならなかった問題だろうと、私は思っています。そういう意味では、議会も一つ失速をした点もあったかな、少子高齢化という言葉を使っても、実に人口減の対策については、意外や正直言って、私も一般質問したことはありません。そういう社会保障、そういった面が多くありまして、増田先生の提言があるまでは仕方ないなというふうな考え方があったのも、事実だと思います。それだけ、慣性というかマンネリズムになるのが、我々人間でございまして、常に課題を明記して先に照らして、そして政策を練っていくという、そういう活性化という、組織の活性化、それらは役場が一番最たるものであります。我々庶民は食っていくことだけを考えるのがせいぜいでございます。役場は違うわけですね、灯りを照らしていく、そんな考え方で、町長さんもお話を聞いたかったと、もう一度、町長さん、頭にあると思うんですね。もう練っていると、その辺のこと、正直な話を伺えればと思うわけでありまして。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 6月には、成長戦略があるかと、そのような御質問で、私は成長戦略とそう言われ方をすると、今は持っていないと、そのようにお答えをして、ただ、当時の私の考え方としては、どのようなことに取り組んでいくのかというようなことを、成長また成熟度というようなことを使いながら御答弁をさせていただいたかと思っております。

あれから6カ月、この間は何をしていたかということでございますけれども、あのときは正直言って具体的な形となったものはございませんでした。御答弁を私の思いの中だけで御答弁をさせていただいたというふうに思っております。しかし、それから具体的な法律ができた先日まで、さまざまな町の中の議論といましようか、取り組みをさせていただいております。

例えば、私ここに大空町の人口減対策という冊子を持っておりますけれども、内部資料でございますけれども、私どものここ数十年の中で、人口がどのように減少してきているのか。そういった実態を掴まなければならないということで、そういう調査をさせました。

さらに、いろいろな施策がありますけれども、人口減に歯止めをかける、また人口増に結びつけられるような、そんな施策、今だってやっているはずだと、一体何がそういった対策に該当するのかというようなことについて、自然増減の中で、人口を増やしていく、また社会増減の中で増やしていく、そういった政策の分類をしながら、今現在取り組んでいる事業などについて、取りまとめたものが先ほど見せたもののベースになってございます。

そういった中で、平成27年度の予算編成になってまいりました。そのことから、その編成に当たる考え方といたしまして、この人口減対策にどのように臨んでいくか、そういう意識を持って、職員として平成27年度の予算編成に当たるべしというような指示を出しながら、現在、査定を進めているところでもございます。

ただ、こうやって改めて資料としてまとめて見ますと、私どもが取り組んでいた中で抜け落ちていた、そういうような対策もあります。今後こういったもの、どのように政策、施策として展開をしていくかということが課題になるのではないかと、そのように考えております。

一つ例を申し上げますと、大空町では農業が基幹産業だといっちはおりますけれども、ここに携わる方々の人口世帯数というものが年々減少しているところにあります。企業誘致は従来でありますと、製造業などについて誘致をする、また、この年度にあつては、企業創業に係るいろいろな事業者の方々の支援をしようと、例えばそういうような補助制度も作らせていただきましたけれども、農業の人口

減に対するそういった施策、具体的なものが何かあるかという、なかなか示せないで、本来一次産業を中心とする町であれば、そういったところの対応というものも必要になってくるのではないかと、そんなことを、こういったものを取りまとめていく中で考えたところでございます。

先ほど申しましたように、今出されてきております平成27年度の予算に向けた事業など、さらには精査をして、さらに総合計画の議論もいただきながら、その総合戦略というものに結びつけていきたい、そのように考えているところであります。

国はですね、頑張った地方には積極的な地方にはいろいろ支援するよと、何かあったら言ってこいと、そんな言い方をしているようですが、私からすると、非常に何を今さらというような、気持ち正直でございます。今まで私どもの地域を見てみますと、先ほどの御答弁でも申し上げたように、60年前から、既に社会動態の中では人口減が始まっております。1万6,000人が現在7,800人という状況でございます。さらに、自然動態にあっても、平成の一桁台から既に出生と死亡が逆転をし、お亡くなりになる方が増えている、これにしても20年以上前からあったわけでありまして。しかし、国として、今までこの人口減対策に何か対策をとってきたか。高齢化社会が進む中で、国の全体的な人口が増えているときについては、何もそのことについて言及をしてこなかった。しかし、ここに至って、国の人口が減少基調に入るというこの段階になってから、地方は知恵を出せと、お前たちのことではないか、そのように言われているような気がしてなりません。しかし、ここに至るまで地方は地方なりにさまざまな努力を重ねてきていると私は思います。

先輩の方々、いろいろな努力をしながら、これに歯止めをかけようと、ただここ数年来、ここに住んでいる方の幸せを考えるべきだと、そんな風潮が強まって成熟した社会構成をというような議論がどちらかというと、中心になり、人口を増やすというその成長分野については、少し論じ方が足りなくなってきたような気がしておりました。本来行政に関わる私どもは、その成熟社会というものと、成長社会というものを両方求めていかなければならないのではないかと、そのように、この6カ月の中で、自分の考え方をまとめてきたところでもございます。その一つの指標として人口というものがあるのだというふうに思いますので、そういった成長分野における取り組みというものも、これからしっかりと総合戦略という形で取りまとめながら取り組んでいきたい、そのように思っております。

国は急ぐ急ぐと言って早いもの勝ちだというような言い方もされておりますけれども、先日、担当者が集められ、その総合戦略をつくる考え方などについての説明会が国から都道府県の職員、道府県の職員から市町村の職員という形で説明会がありました。参加をした職員に聞いてみますと、新聞報道と何も変わらない、

何を聞いても、まだ決まっていない、そのうちに示されるはずだというような話ばかりだったというように聞いております。ですので、国の言い方は言い方として、国の動向を見定めるというよりは、私どもは私どもの考えとして、先ほど言いました平成27年度予算は、さらには総合計画の策定の中で、その総合戦略というものに取り組んでいきたい。粛々と私どもの考え方を取りまとめていきたい、そのように考えてございます。

その中で、地域の方々に喜んでいただけるような、そんな政策に結びつけていきたいというふうに考えているのが現状のところでございますので、今後もまた、さまざまな御視点から御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 5番 品田好博議員。

◇品田議員 本当に、町長の本音といたしますか、聞かせていただきまして、大変良い答弁であったなあと、感じております。それを結論には出来ないところに難しさがあるわけで、それに納得をしていたら感情的だなあと、言われかねないので続行しますけれども、一つ一つの小さな政策、これは本当にやっておられます。私は重々、日々一緒に職員の皆さんと話し合っているわけですから、ないわけではないのですけれども、たまたまどうなのでしょう、目標という数値目標、国も今回、数値目標みたいなこと、1番新しい創生法の中に出ていましたね。そういうミニマムな小さなことですが、その目標をはっきりさせる。何年度に何ぼまでにするとかですね、最低限6,500人で止めるとかですね。そういう何というのでしょうか、目標的なもの、そんなもの仕方ないよ、そんならちのなないことと言えないよと言いますけれども、昔の町長さんで、「幸せ人口8,000人」ということを言った町長さんがいました。急逝されまして残念でしたけれども、その人の話は、私は聞くことがならなかったのですけれども、何故8,000人だったのかお聞かせ願いたいなあとと思いますけれども、一瞬のうちに、うちの町は8,000人から一気に下がってしまいました。そこまで言ったのに、下がっちゃったというそういう問題ですね、キャパシティの問題を言ったのではないかなと、町道を回すのに、体重は何キロ、身長なんぼの方が動きが良い、何と言うか体制がとりやすいよというような、人間の動き方、組織の動き方、規模がちょうどいいところ、8,000人で、職員さんが150人でちょうどいいとかね。そういうのがあると思うんですね、そういうもので計画を立ててきているだろうと、同じように思うんですね。

ですから、ここで言いたいのは、定住や促進で、北海道で有名なのは釧路町ですね。千何百人ですか、断トツにほかの町の追随を許さない、環境の良い町なん

でしょう、雪の少ない、私もそんなに行ったことはないですけども、でもやはり力を入れてやってきたということは事実ですね。それも一つや二つじゃないということ、一つじゃなくて枝葉をいっぱい実らされて、幹となす、そういうふうな感覚で定住施策をやった結果だと私は思うのですね、いやそんな考えないでやっていたのがこうなったということではないだろうというね。現状を嘆いていないで、目標をちゃんと小さくてもそれぞれ立てる、そういう意味でやっていると、うちの町はお試し居住のする場所がないとか、いろんな側面で気がついてくるものがある。それが各課にまたがれば、まとまったものとなってくると思うんですね。定住対策ということも含めて、それをやっていると、まず知ってもらわなきゃならんですから、体験をしてもらう、住んでもらう、良い町だな、1年に1人は獲得する、そういう意味で、町長にもひとつお聞きしたいです。

2009年に地域おこし協力隊ですか、そういう制度を総務省は、打ち上げてまして今も続いております。大変良いところ、全然効き目のないところといろいろあるでしょうけれど、なかなかニーズがございません。行政の方が知っていると思いますが、うちの町が何故、地域おこし協力隊に参入しなかったのか。これは、募集費、報酬費そして活動費まで特別交付税で出る。それも許可制、申請主義じゃないですね。そういうことでトライできるのは、これはしておくべきじゃなかったのかなと私思うんだけど、なぜこんな良い制度を見逃しているのかな。なお政権与党の公明党さんは、もっともっとやっているんだと言って、今2億5,000万円、早くも先行予算で付いているふうなことですけれども、うちの町はそれに対応してない。

農業では多面的機能支払交付金、そういうふうなことでやっているんですけども、そういう環境保全のために、それもその人方の知恵も借りる。そしてよそ者が来るということは、大変これ財産なんですね、よその人の意見を聞く、それも一緒に住んでもらって聞くわけですから、旅人じゃないんですね。やはりそういうその人との、よそ者、若者、ばか者とよく言うのですけれども、どの分野でもそれは言えると思う。きつい言葉だけれどもすごく的確に当てられる。よそ者はね。そういうことに定住している我々が耳をそむけようとする。今日会って、こんにちは、さようなら、なら良い顔をできるのだけれども、だんだん話していくと、めんこくなくなってくる。めんこくない人と話すことが大事なことになるので、良い話し相手、そういう意味でこの地域おこし協力隊、ぜひ参加すべきだと、これなんか堂々と計画に入れてね、やっていくべきだと思うんですね。その人が、ここで定住するかもしれない、新しい事業を起こすかもしれない、結婚するかもしれない、そういう可能性がある。それを国が面倒みると言っているわけです。

張りつけの課をどこか決めなきゃならない、多分、総務課になると思いますけれども、大変だからというだろうけど、どんなことでこれを毛嫌ったのか。また

これからやろうとしているのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず1点目、数値目標の関係について、お答えをしたいと思います。

品田議員の言われておりますその考え方なのだろうと思います。私もそのようにも思います。ただ、先ほど言いました過去、総合計画を立てたときに、人口を増やして目標人口とするというやり方、昭和の時代はほとんどの市町村がそのような、設定で目標を作ってきたかというふうに思います。しかし、地方の中で、だんだん人口が減少をしてくる。なかなか目標人口を掲げてもそこに達成できない、先ほど少し私申し上げましたとおり、人口の数だけを目標にするのではなくて、住んでいる人達が幸せであれば、それも一つの方策ではないか。そんな論調が非常に多くなってきて、目標人口、もしくは将来の推計人口を現状の人口よりも下回って設定をする。さらには、総合計画の中に人口の将来の目標、推計を記載しないというような、つくり方も非常に多くなってまいりました。

しかし、今回の人口減少社会に歯止めをかけるのだという議論の中で、今後、そういった考え方がどのようなものかということについては、もう一度しっかりと議論をするべきではないかと、そのように私も思います。今回、総合計画の策定審議会に総合計画の策定をお願いしてございます。前段、担当と私などの協議の中で、目標人口もしくは将来の推計人口というところにもどのように対処すべきかというようなことで議論もいたしました。ただ、具体的には結論にまでは至っておりません。そういったさまざまな議論があるということをまず審議会の皆さんにも御説明を申し上げ、どのような設定がいいのか。さらに設定が必要だとすれば、どういった数値にするのかということも含めて、議論をまずしていただこうと、その議論の方向性によって、町としての考え方もその後をつけ足していくというような形ではどうか、ということになってございます。

そんなことから、今時点、この質問、御答弁の中で、数値目標とするかということについては、言及は少し後の結論に持ち越させていただきたい、そのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

ただ、先ほど言いましたように品田議員の御指摘の考え方というのは当然あつてしかるべき意見だということは、私、重々承知をしておりますので、そのところは御理解を賜ればと思います。

また、地域おこし協力隊については、御質問をいただいた中で、いろいろ担当者が御意見をいただいている中で、言及があったということで、少し調べさせていただいたところでございますので、そのところでまず御答弁を申し上げたいと思います。

この制度は、平成21年度に制度化されたもので、地方自治体が3大都市圏、首都圏、中京圏、近畿圏の人材を受け入れて地域おこし活動、農林漁業の応援、住民生活の支援などといった地域協力活動に従事をしていただく人材を受け入れる、そして定住定着を図りながら、地域の活力につなげていこうという内容のものでございます。具体的には、地域おこしに都市住民を募集いたしまして、市町村が受け入れる、そして、地域おこし協力隊として1年から3年の間で委嘱をさせていただき、住民票を町に、地域に移していただいて、地域活動に携わっていただくというものでございます。他の町村の活動の事例を見ますと、地域行事やイベントの応援、農林水産業への従事、環境保全活動、地域ブランドや地場産品の開発販売、高齢者世帯の見守り、さらに、通院、買い物などの日常生活支援活動のサポートというようなものに携わっていただいているようでございます。

財政的な支援もでございます。講習や活動に要する経費として隊員1人当たり400万円、また、募集費として1自治体当たり200万円を上限として、特別交付税で措置されるというものでございます。また、今年度からは、任期を終えて地域に残り農業や住民生活の支援に従事する隊員の起業化というものを後押しするために、上限100万円の追加支援措置が講じられるようになったと聞いてございます。

平成21年度の創設以降、平成25年度までにおいて全国で318自治体、隊員は2,554人に及んでいるということでございます。北海道の実績といたしましては、179自治体のうち、58の自治体、168人の隊員が活動しております。管内においては、津別町、清里町、滝上町、西興部町の4町村が利用しているということでございます。

なぜこの分野に私どもの町が取り組んでいなかったかと、決して毛嫌いをして何か特別なことがあるので取り組んでいなかったというようなことではございません。ただ、どの分野に対する人材を求めるかという内部協議、また、皆さんが協議といいましょうか、そういうところが十分熟していなかったということで、踏み込んでこなかったという面がまず1点あります。

さらに、雇用というところにもつながりますので、地域の雇用という観点から、他のところからお願いをするよりは、地域の方々にさまざまな分野をお願いした方がいいのではないか、そんな考え方も一方であったということで、現在は使っていないということでもあります。

しかしながら、地域外の人材による新たな発想、能力と、議員が御指摘のありました他の地域の方々の方が、私どもの地域を客観的に見る、そういう能力もあるのではないかと、まちづくりに必要な要素ではないかという考え方もあります。また一方で、地域においては、人材がなかなか不足してきているというふうにも言われております。労働力、人材力、企画力含めて、人材が足りないというよう

なことも言われております。また、今回の地方創生法案の考え方は、首都圏、都会から地方へ人を移すということの一つ大きな目標としている部分もございます。そんなことを考えますと、町としても、有効に取り組んでいく必要があるのではないかと、今回の御質問を契機にそのように考えたところでございます。そういった中で、これらも活用していきたいと、現時点で考えてございます。

この事業に乗ったわけではございませんけれども、産業開発公社には、10月から美術大学を卒業した首都圏の方を1人採用してございます。この方は、国籍は日本でありますけれども、お父様が外国の方ということでもございまして、現在は事務でありますとか商品開発、また販売などに従事をしてございます。このほか美術大学を卒業されているということで、さまざまな商品のパッケージ、商品化に向けてのアイディアを出していただいたり、場合によっては、通訳としても活動していただくと、そういうふうに幅広い業務に従事しているというような事例もございます。

そうやって考えますと、地域に無い人材としての受け入れというものも大切だなと、そのように考えておりますので、そういったところについても、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。2点について御答弁をさせていただきました。

◇議 長 5番 品田好博議員。

◇品田議員 是非、この制度を利用して、やっていただきたいなあとお願いをしたところであります。町長さんの言った予算時に対しても、創生法予算別建て、大変良い考えでございまして、目標をはっきり、何に対して対応したんだという、そういう姿勢を見せていただきたいなと、そんなふうに考えております。

それとですね、説明を職員の方に申し上げたときに、町長さんに申し上げてくれというようなことで、文面では、通告をしておりますけれども、口頭でお願いしたことがありまして、たまたまこの創生法の文書を見てみると、たまたま町長さんも見ていると思いますけれども、小規模企業振興基本法というのが6月20日でしたか、成立をしております。これは大変長く、私どもの全国商工会連合会の会長さんが、情熱を傾けて政府与党に求めてでき上がった基本法でございまして、従来の中小企業基本法とは違って、あわよくば零細と言えるぐらいな小規模事業者、シャッター街、商店街の空洞化、こんなことで話題になりましたけれども、ここまできるとそれもほとんどの新聞で話題にならないぐらい空洞化が進んでいるけれども、もう話題にもならない。対応の仕方もできない。そういったことも今般の政府与党の政策となじまなくて、もっともつと沈んでいく、そういう分類の状態でございます。我が町でも同じような形態、その前に東藻琴

もそういう状態、各市町村どこも同じだ、だから、町長さんがおっしゃるとおり、今さら何を言っているんだと、遅いんだと、もうお手上げだよと言っている自治体職員さんの論評も出ておりました。それが本音だと私は思います。だけどこの中小規模振興基本法の中で、同じような条文で、同じように国と地方自治体に対して求めていますね、作りなさいと、施策を作りなさいと、国の場合は、国会で報告、1年に1回報告させる義務というものが書かれております。地方自治体においては、そういう義務はないのですけれども、きちっと予算に入れなさい、そういうものに対応するという形で、しっかり出しなさいと書いてあります。ですからそんなことで、今までやったことであるかもしれないけども、スタンプ、わずかなそらっきーですけれども、それに対する本当に経済管理のもとになりますので、行政側に要望としましてね、小さな買い物、本当に50万円、30万円の微小な買い物、大きな契約ではないですけれども、そこら辺の随意契約のものにはスタンプを必ず出させる。そういうものが、ものすごく起爆になる。そして町側も買ったものは即払う、1週間かその前後で金を払う。その位の決済で出す形をもらえるということも一つだと思いますので、ひとつよろしく総合戦略を練っていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 昨日、選挙の結果が終わりまして、昨日あたりはどのような新聞報道かと、また、どのようなニュースが流れているかということで、インターネットも含めていろいろと見ておりました。その中で、選挙戦を通じて、自由民主党、公明党が主張したわけでありますけれども、地域から寄せられているその声には、まだまだ経済対策が十分に全国津々浦々まで行き届いていないと。そんな中で、経済対策をさらに重視をして取り組むべきだ、そんなことになってきているのかなと、そのように思います。私が見ました報道の中では、平成26年度の国の補正予算、それ以前まで考えられていた2兆円規模からさらに1兆円積み増しをして3兆円規模で補正予算を編成するというような考え方が出てきたようでございます。

従来は、中小企業の振興に対する施策、さらには学校など公共施設の耐震化、そういうところでありましたけれども、消費税の増税によりまして、消費行動が非常に抑制されてきていると、そのところは刺激しなければならない。各地域で利用できる商品券の発行など、また、冬に向けての福祉灯油的な考え方などを盛り込んだ補正予算を検討するべきだという論調があるということが書かれておりました。

さらに地方が求めておりました自由度の高い交付金制度1,000億円規模程

度でできないか、というような議論も始まったというような報道がございました。そう考えますと、多分この年末、さらには年始にかけて組閣がされ、そして国会の中で、さらには閣議の中で補正予算などの議論が喫緊に交されるものと思ってございます。

そんな中で、地域の中小企業の方々にどのような形でそういったものをお届けできるか、それは国の役割でもあると同時に私ども市町村の役割でもあるのではないかと考えてございます。そういったきめ細かな対策が行き届いたものとなるように、私どももしっかりと情報収集をして、対応してまいりたいと考えてございます。是非、そういった中で、御指示をいただきますこと、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 5 番 品田好博議員。

◇品田議員 残す時間 6 分程度となりましたので、2 つの問題、軽く質問をさせていただきますと思います。

小型家電の回収でありますけれども、本町は 3 つ、総合支所がその場所でございますけれども、本町の場合の回収場所のエントランスが本町は狭いですからね。そして、汚い箱ではないですけれども、見栄えが良くない、美観を損ねる、もう少し適切な場所はないのかなと、例えば研修会館のホール、この場所の方が多いのか、そんな気がしまして、狭苦しい所に置かない方がよろしいのかなというふうな考え方があります。他町村の状況も、町長さんはおっしゃいましたが、網走市の状況ですけれども、予想に反して 6 4 トンも集まっている。月 2 トン位を予定したのですけれども、年間 2 0 トン程度、それが 6 4 トンもきたと、そんなことで回収箱を増設して、民間の業者、ホームックさんですが、エコセンターにも置かせたという形で、一気に集めているということでございます。北見市も同様な形でやっておりますけれども、うちの町の 6, 0 0 0 キログラムというのは、若干少ないのかなというふうな形で、先ほどの周知と啓蒙についてどうだったかという質問をした理由でございます。リサイクルセンターにもありますけれども、土日に関しては、休日でございますけれども、小屋には回収箱はないわけですね。そんなこともちょっと対応してもらいたいなと、土日に置くとか、若い人なんかが多いでしょうけれども、またそれが不法投棄にならないような形で、しっかりと、こういう商品を入れてくださいよという啓蒙は、随時お知らせ号、広報を通じて、やっぱりそのたびに連絡することは大事だろうなと。集めたから、担当の者ではないですけど 1 キログラム 1 円らしいですね、大した額ではないですけども、意味合いは大きいですね。

本当に 2 0 兆円市場と言われているらしいです。そういったことで一気に会社

も、新規参入に入っているという状態でございますので、我々地方自治体は、一生懸命集めること、循環型社会に持って行くこと、そういったことをやっぱりより進めることを考えてもらえばと思いますけれども、その点いかがですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も現在の回収量というのは、余り多くないかと、そんな印象を受けたところでございます。実際にはですね、最近の傾向といたしましては、テレビやチラシなどを見ておりますと、パソコンでありますとか、携帯電話、スマートフォンなどについては、行政機関が集めるというよりは、業者の方々が自ら回収を行っているというような側面もあるように聞いてございます。買い替え時に引き取りますとか、逆に場合によっては買い取るというようなことも、されているようでございますので、私ども行政の部分が、うちの町の町民の方々が排出した全てではないのだろうと、そのように感じているところでございます。

また、大型の家電などについては、リサイクル料金が掛ってお金を出して処理をしていただくということですが、この小型家電については、そこまでは至っていないということでございますが、先ほど言ったように、業者の方々も集めていただいている、そういうことを考えますと、行政の機関だけで回収を進めるというよりは、地域の店の方々などにも御協力をいただきながら、回収を進めるということが必要になってくるのではないかと、そのように思います。

ごみとか資源とかという言い方はもちろんいろいろありますけれども、日常生活に非常に密着した話題といいましょうか、課題であろうかと思っております。こういったものについては、日々、常々、重ね重ねPRをしていかなければ、例えば排出のマナーなどによってはですね、本来資源物に成り得る物がごみになってしまうということもありますし、リサイクルができる物が、ちょっとした失敗で、できなくなるというようなこともあります。また、他の市町村と比べたときに、ごみの収集の方法だとか、分別の方法が異なるということで、戸惑っていらっしゃる方もいるかもしれません。ですので、こういった日常生活に非常に密着をしているごみ、資源物、リサイクルといったような関係は、もう聞き飽きたよというようなことになるほど、常々、日々重ね重ねPRをしていかなければならないのだかと、そのような印象を持ってございます。

先ほど言いましたいろいろな周知方法ございますけれども、重ねて重ねて、皆様方に御協力いただけるように努力をしてまいりたいと思っております。町民の皆さんはもとより、先ほど言いました事業者の方々の御協力もいただきながら、こういった収集に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 町長、土曜、日曜の対応についての部分について答弁はありませんか。
山下町長。

◇町 長 土曜、日曜については、リサイクルセンターなどについては、閉めて
いるところがございますけれども、ストックヤードの方に通常でも、その他の資
源物などについては、搬入が可能ということでございます。ただこれについても
十分町民の方々は御存じでない部分があるかと思いますので、そういった周知
もあわせてさせていただきたいと、そのように思います。

最近では共働きで、日中御家庭にいらっしゃらないというようなことがあります
ので、そういったところも配慮していかなければならないものと、そのように思
っております。それらもあわせて周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

◇議 長 5番 品田好博議員。

◇品田議員 3番目のトレーニングセンターのことでございますけれども、お2人
の答えをいただきましたけれども、たまたま女満別と東藻琴、ちょっと違うの
は、場所でございます、片方は風呂が側、女満別地区においては風呂場から離
れてるということで、どうしても使用の時間を見れば、1時間から1時間半の人
が、相当数多いとデータで出ていますね。相当、汗をかくので、私も利用させて
いただきますけれども、シャワーが無い、風呂場が無いということで、やっぱり
そういった使う側ですね、意向というか、アンケートなども指定管理に出しま
すけれども、ニーズをとっていただきますとですね、教育長のおっしゃるとおり
どこか欲しいとか、フィッティングルームの簡易なものが欲しいとか、女性と
一緒なものですから、そういった類のニーズは出てくると思っています、女満
別の場合は、たまたまテーブルがあって飲食ができるスペースがあるんですけれ
ども、ほとんど使わなくなって、指定管理の方もどうしたら良いのかと案じてい
るらしいですけれども、私はあそこに別建てでランニングの機器を設けても、す
ぐに風呂に入れるということで、実際に2階でヨガ教室などを開いてですね、入
っていく御婦人が多いということを聞いておりますので、運動場と風呂場という
ものというふうな考え方もしておりますけれども、その辺の整備も、これだけや
っていただいたのであれば、継続して底上げをするためにやっていただければな
あと、私の考え方が当たるかどうかわかりませんが、多分ニーズにあると思
うので、その辺、考え方を聞いておきたいと思っております。

◇議 長 渡邊教育長。

◇**教 育 長** ただいまトレーニングルーム利用者の利用拡大の分も含めて、トレーニング機器を、そういった入浴施設のところに配置してはという御提案の御質問でないかなと、考えております。

トレーニング機材といいますのは、先ほど1回目の答弁でも数々の機器の種類を配置している内容について御説明申し上げたわけでありますけれども、非常に高電圧で起動するといったものでありますとか、非常に固い金属でできているものがほとんどでありまして、安全面については特に配慮しなければならないと、そのように考えております。また、機器から発する音の問題もありまして、子どもさんから高齢者に至るまで、不特定多数の方が利用される、女満別地区でいいますと農業構造改善センターとなるかと思っておりますけれども、そこへの配置というのは適さないものと、そのように考えてございます。

本来トレーニング機材は、スポーツ施設内に配置をいたしまして、基礎体力づくりなどに活かしていただくと、そのことが望ましいのではないかなと考えているところですが、東藻琴地区においては、東藻琴B&G海洋センター内にトレーニング機材を配置する、そういった余裕スペースというものがなかったため、現在フロックス内への配置となったものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また更衣室のスペースなどが現状なく、サービスとしては十分ではないというようなことも分かっておりますし、それは指定管理者の方からもいろいろ寄せられる要望なども把握をしながら、今後ともより良い快適な活用となるように、努力をしていきたいということでございますけれども、両地区、今後これだけの1,500人という利用者がございますので、十分ニーズを把握しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

◇**議 長** これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

7番 齋藤宏司議員の一般質問を許します。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今年も残りわずかになりましたが、来年も何事にも前向きに平穏無事を願うところであります。

平成26年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大項目として3点について質問いたします。

1点目、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税制度は、地方自治体間の納税格差を是正する方策として、平成20年から始まりました。本町でもふるさと納税については、大空町ふるさと応援寄附金という事業名称にて取り組まれています。ふるさとを大切にしたい、元気にしたいと願い、まちづくりを応援してくださる方々の寄付の状況について伺います。

2点目、防災全般についてです。

国内のいたる地域で、地球温暖化の影響を受けた台風やゲリラ豪雨によるさまざまな災害が見られるようになりました。また、冬期間の暴風雪による国道、道道、町道の通行止め、交通機関などの麻痺による、緊急避難も記憶に新しいところです。さらには9月27日の死者51人、行方不明者6名となった御嶽山の噴火では、残念ながら本町出身者の方も被害に遭われ、お亡くなりになりました。御家族、御親戚の皆様に対し心から御冥福を申し上げますとともに、今回噴火の犠牲となられました方々に謹んで追悼の誠を捧げたいと思っております。このように、天災はいつやって来るかわかりません。そのために、日頃からさまざまな災害などに備えておかなければなりません。

そこで、本町における防災全般に係る次の点について伺います。

小項目の1として、防災教育と知識の普及、啓発活動についてです。子どもから大人まで防災教育と知識の普及は、どのように行われているのか。また、今後の啓発活動に力を入れる点について伺いたいと思います。

小項目の2点目、本町の防災関連備蓄の状況と防災グッズ配付の取り組みについて伺います。

小項目の3つ目として、防災訓練の強化と自主防災組織づくりの取り組みについて伺いたいと思います。

小項目の4つ目は、災害時における社会的弱者の避難誘導と避難所について伺いたいと思います。

大項目の3点目として、介護保険施設の待機者についてです。

少子高齢化や核家族化の進展により、全国的に介護保険施設への入居希望者が年々増加していますが、本町の特別養護老人ホームにおける現在の待機者数と待機者の解消のための施設の、今後の対応策について伺いたいと思います。

以上3点について、町長の答弁をお願いしたいと思います。1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。１点目、ふるさと納税制度の関係でございます。

ふるさと納税制度、本町では、大空町ふるさと応援寄附金の名称で、平成２０年度から受付を行ってございます。実績について申し上げたいと思います。平成２０年度４９件、１，００９万３，０００円、平成２１年度２３件、５７０万３，０００円、平成２２年度３７件、６４７万６，０００円、平成２３年度２９件、１，１１２万円、平成２４年度２５件、１，２３４万４，０００円、平成２５年度２６件、８１７万６，０００円、平成２６年１２月２日現在で、平成２６年度２１件、１８７万５，０００円の寄附が寄せられております。平成２０年度は、女満別小学校の建設に関わるもの、また、平成２３年度は、女満別高等学校の甲子園出場に関わるものなど、その年の大きな事業などのために、寄附をされる方もございます。

近年、各自治体では寄附された方に地域の特産品を贈る特典を設け、地域のＰＲを合わせて行うところもございます。ある町では、金額に応じ特典を選べたり、季節に応じたものを送るなど、ギフト感覚に近いものもございます。額や件数をこれらによって大幅に伸ばしている、そんな市町村の事例もさまざまに報告されております。また、この特典もインターネットを活用して、広告代理店が委託業務として請け負うというケースまで出てきてございます。北海道内では約半数の市町村が特典を設け、管内では１８市町村のうち１０市町村が特典制度を設けている、こんな現状でございます。

続きまして、防災についてお話を申し上げたいと思います。気象による影響で、今年は土砂災害、また暴風雪の災害、さらに、火山の噴火などもございました。多くの方々が犠牲となる自然災害が発生しておりまして、亡くなられました方々の御冥福をこの場を借りてお祈りを申し上げるところでございます。大空町では災害が少ないといわれておりますが、起きないというわけではございません。常に災害というものは起こり得るものとして想定をし、対応しなければならない、そのように心に留めておるところでございます。

防災教育については、平成２３年第２回定例会において、齋藤議員から一般質問があったかと思えます。そのときにも御答弁申し上げましたけれども、今の段階では防災教育が十分とはまだ言えないかなと思えますが、各学校において年に２回から３回、避難訓練を通じて、防災の考え方、対処の仕方というものを学んでいただいております。また、単に訓練を行うということではなく、さまざまな事業に則って避難訓練を行うというようなことも行っております。このほか災害さらには防災、交通安全や防犯のときもありますけれども、そういったもののビ

デオなどを授業に取り入れて行っているというような実態になろうかと思います。

町では災害が発生した場合、迅速適切に行動ができるよう、町民の方々に参加をいただき防災訓練を実施しております。平成26年度は、網走気象台の職員の方に地震防災についての講話をいただきました。平成25年度、前年度は陸前高田市米崎小学校仮設住宅自治会の佐藤会長にお越しをいただき、東日本大震災時の避難行動や、避難所生活での御苦労、また、災害から身を守るための教訓などについて、御講演をいただきました。

教育という観点ではありませんけれども、災害に対する認識を深め、防災意識の高揚を育むことができるように実施をしているところでございます。また、平成23年度から町民と職員とで被災地復興への支援活動に取り組んでございます。支援のほか、活動に参加された皆さんが防災意識を高めていただく、また、災害に備える重要性を他の方へ伝えていただく、そんなことが大切であると考えております。この活動では、活動内容や被災地の現状について報告書を作成しますとともに、町民への報告会を開催する、また、学校や団体にも出向き、報告をさせていただいております。

このほか町といたしまして、昨年の3月に配付しました防災のしおり、それから、毎年配布しております生活安心ガイドブックなどにも防災についての記述を加え、防災意識を高める啓発を行っているところでもございます。こういったものを通じながら、今後も啓発に努めてまいりたいと、そのように思います。

防災備品の備蓄状況でございますけれども、現在、発電機11台、投光器16基、水中ポンプ6台、土のう袋8,300枚、避難場用毛布460枚、断熱マット300枚、灯油ストーブ44台、テント14張、給水ポリタンク355個、炊き出し用の米や食料など、こういったものの備蓄をしております。本年度も北海道市町村振興協会の助成金を活用し、防災資機材の拡充を図り、併せて収納用のコンテナ2基も整備いたしましたところでございます。これらは、役場、総合支所において複数箇所で保管管理をしております。

防災グッズは、美幌町を始め他の自治体等でも各家庭に配付している例がございます。本町では現在のところ各家庭に配布することは考えておりません。それぞれの家庭において、必要なものはないかということを家族で考えていただき、そろえていただきたい、自助の精神を発揮していただきたい、そのように思っております。災害時にどのようなものを備えて置くと良いかという例等については、過去に町政懇談会で具体的用品を持ち込んで説明したこともございます。このほか、先ほど言いました防災のしおりや生活安心ガイドブック、また、広報などにも掲載をしておりますので、そういったものを参考にさせていただきたいと思っております。

防災訓練、先ほど触れましたけれども、毎年自治会の協力を得て実施しており

ます。普段からこういった行動をしていなければ、適切な行動ができないと、そのように思っております。また、町が関係機関との連携というものも必要であります。防災に対する備えをすることで、不安を減らし、防災意識の高揚につながるものと考えております。訓練の内容は、事前に自治会から参加者の報告をいただき、災害が発生したことを自治会長へ連絡し、各家庭から指定の場所まで避難をしていただいております。その後、講話や見学体験といった内容でありますけれども、毎回このような形で行っておりますが、訓練の内容の改善も必要ではないかと考えておまして、年々、そういった制度が、また内容が充実されるように考えてまいりたいと思っております。

次に、避難時における要援護者の避難誘導について、お話を申し上げたいと思います。避難誘導については、災害時要援護者支援プランを策定することとしておりましたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正をされ、市町村において避難行動要支援者名簿というものを作成しなければならない、そんな義務付けがされました。今年度中に防災計画の見直しを行いまして、避難行動要支援者名簿というものを作成することとして、事務を進めております。その中で、要支援者の対応を位置付けてまいりたいと考えてございます。

避難行動要支援者という方々は、どのような方が対象になるかということでございますが、自ら避難をすることが困難な方で、円滑、迅速な避難を図るために支援を要する方と定められております。個人の避難能力の有無に加え、支援の必要性を総合的に勘案して名簿に登録することが必要とされております。具体的に申し上げますと、65歳以上の方で構成される高齢者世帯の世帯員の方、要介護度3以上の認定者の方、身体障害者1級、2級の方、及び3級の場合は内部障害の方になります。また、精神障害は1級、知的障害はA判定の方が対象となり、長期入院の患者さんや介護保険施設の入所者は、この名簿の中からは除かれる状況にございます。個人の避難能力のほか、同居親族の有無といった避難の支援等を必要とする理由や必要な人員数、支援方法を的確に判断をして、どうやって避難誘導していくか、それを具体的に検討してプランに盛り込むことになってございます。

また、避難する先でありますけれども、町が指定する一般の避難所というところなどは、高齢者や障がい者、状況に応じて特別な配慮がなされるというわけにはなっておりません。そんなことから、福祉避難所を指定することが適切であるとされております。これらについても、個々の状況を勘案して、しっかりとしたサポート体制がとれる福祉避難所の設定に向けて取り進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、3点目介護施設の待機者についてでございます。

まず、要介護者の認定状況について説明をさせていただきたいと思います。平

成26年10月末の65歳以上の介護保険被保険者のうち、認定者数は455名、認定率は18.5%です。介護度別割合を見ますと、軽度認定者、これは要支援1から要介護1まででございますが、これまでの方が54.2%を占めてございます。特別養護老人ホームへの入居を希望し、待機されている方でございますが、12月1日現在、町内で84名、2つの特別養護老人ホームがあり、重複している方を除いた実数の町内希望者の数でございます。このうち要介護度3以上の方は、38名、内訳を見ますと独居の方が4名、入院や施設に入所されている方が19名、そのほか15名の方が家族の介護を受けつつ、入居を待っている状況にございます。

このほか、グループホームへの入居を希望し待機されている方は町内で1人、現在4名の方がグループホーム入居について面談中であると聞いてございます。施設整備については、本年11月に認知症対応型グループホーム9床が増床されました。随時入居しているということで6名が入居をされ、4名が面談中ということでございます。現在、これらのところは全部で27床と町内となっている状況にございます。

今後、高齢化の進展に伴い軽度の要介護の方については、主に在宅介護ということが基本になろうかと思えます。訪問介護や通所介護、ショートステイ等の充実を、こちら側として、軽度の方々のために図っていく必要があります。一方で、施設整備も必要であると、そのように感じております。平成27年を始期とする第6期の介護保険事業計画が現在策定中でございます。その中で、先を見通した計画というものを考えて反映されるように努力をしてまいりたいとそのように思っているところでございます。

以上3点について1回目の御答弁とさせていただきたいと思えます。

◇議 長 7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 1点目のふるさと納税について再質問させていただきたいと思えます。

今、ふるさと納税という形で、大空町の実績を聞いたわけなんですけれども、年々減っているのが現状だというのがよくわかりましたけれども、全国的に見ると逆にふえています。全国的にはもう4万5,000件で、去年の実績は、12億円位入っています。その中で、やっぱりどこの市町村も特典があつて、また振り込んだ方も税金の控除の対象になる。そういうこともありまして、今はふるさと納税をしませんかという本がたくさん出ております。その中で来年は、合併10周年ということで、大空町も特典を付けるということなんですけれども、今後のふるさと納税についての考え方、また、特典の仕方とか、そういう方法がありましたら再度お願いをします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど御説明といいましょうか、申し上げましたとおり、現在まで大空町としては寄附をいただいた方々に特別の特典というものを設けておりませんでしたけれども、今年度、主事等の若い職員の課題研修として、この問題を取り上げてさまざまな意見を出してもらい、それらをベースに平成27年度から特典を設けようということで、担当課として、今企画を練っているところでございます。現在、検討中の内容につきましては、1万円以上の寄附を対象として、金額に応じて、町の特産品セットを送るというような特典のほかに、来年は議員が御指摘のとおり、大空町が誕生してから10年という記念にもなります。そんなことから、10万円以上寄附をされた方に大空町で来ていただくための旅費分を特典として設けるということはどうだろうか、そんな内容を検討させていただいてございます。大空町の特産品、これらを広めること、さらには空港の利用拡大でありますとか、芝桜まつり、観光夏まつり、ふるさとまつり等の体験と滞在をとおして、大空町を知っていただく、そんな機会にできればいいのではないかと、そんな考え方で検討しているところでございます。また、そうなりますと、全国的に、こういった制度があるということの周知も行っていかなければならないものと考えておりまして、そういうPR方法というところも検討してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 大空町のPRという形で、是非ホームページも利用していただきたいと思うのですが、前回、大空町の知名度ということで質問したことあったんですけども、全国1,000ある市町村の中で、大空町はまだまだ900番台だと思いますけれども、その中でやっぱり女満別、東藻琴はよく知っていますという方は多いかと思いますが、なかなか大空町、まだまだ知名度が低いと思います。その中でふるさと納税、これがふえることによって財源の増収にもなりますし、また、払う方、税金給付という形ではありますけれども、出す方に対しても控除される所得税、住民税からも控除される対象になるという形で、そういうシステムの周知、なかなか皆さん、ふるさと納税を本を読んで知っている方は結構詳しく知っているんですけども、一般住民の方はなかなか内容的には知らない方が多いと思うんですね。こういう形でホームページ、または広報でも使って、もうちょっとPRしたら、今年は今まで100万円ちょっとみたいですが、入ってくるのかなと思いますけれども、再度その辺どうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 前にも町の知名度を上げるということの一つの方法として、こういったものの活用という御指摘もいただいたかと思います。今回、職員で今検討している内容などについても、そういった意味合いが強くにじみ出ている内容になるうかと思います。また財源としても、当然、それなりの金額をいただいているわけでありますけれども、特典でお返しをすると、ある程度そういうことを行っていくということであれば、町内の方が、過去においても、この応援寄附金として、寄附をいただいたというところがあります。町内の方は、町に寄附をすることによって、一方で、税金の額を控除されるということになります。町としては、寄附としていただくか、税金としていただくかということで、ここのところ、お返しをする金額というところも十分に考えないと、しっかりと考えておかないと、寄附でいただいて税金で減って、さらに特典で財源を出すということになると、マイナスになりかねないということがありますので、そのところの金額の多寡といいますのは、しっかりと押さえながら制度設計をつくらなければならないのではないかと考えております。

ただ、町外の方が御寄附をいただくということに対しましては、例えば都会の市町村の所の税金が控除され、その一旦が私どものようなふるさとに向けて寄附金という形で入ってくるということになりますので、大空町としてのマイナス部分は、寄附をいただく部分においてはありませぬ。ただ、そこに特典を付けるということであれば、それは寄附をいただいた内数の中で考えさせていただくということになるのではないかと考えております。

ただ、昨今の状況、先ほどインターネットを介して、それを生業にされる広告代理店なども出てきているということでもあります。非常に関心が高まっていることは良いことではありますけれども、一方では過熱し過ぎているのではないかなというように、本来の趣旨を歪めかねないというような、そういう論調も最近ではふえてきているように思います。本来、その税金という形で納入されているものを、地域間によって、移動させる。言葉を悪く言えば、争奪をしているというふうにとられている部分もあろうかと思います。そんなことで、国は、例えば上限設定でありますとか、ある種の規制を検討するやに聞いてございます。そういった情報もしっかりと私どもも確認をしながら、この制度を通じて、財源の確保、さらには町のPRにつながるということを進めていきたいと思っております。

当然、町外の方がいらっしゃいますけれども、町の方が、それぞれのお知り合いや身内の方に連絡をするなど、話にのぼることもあろうかと思っております。そんな意味ではホームページなどに載せて置く、そんなことも必要ではないかと、そのように思っております。そういった制度、新しい形になりましたならば、しっか

りとPRできるように努めてまいりたい、そのように思います。

◇議 長 7番、齊藤宏司委員。

◇齋藤議員 1点目のふるさと納税については、よろしいと思います。

2点目です。防災関係なんですけれども、教育と啓発活動について、まず小項目1件ずつ質問させていただきたいと思いますが、教育については、以前、町長が言われるとおり質問しておりますので、省略したいと思います。この中で、町長が言われるとおり、いつ来るかわからない天災、災害、そのための備え、本当に何を基準にしたらいいのか大変な作業と思います。自分らも今回、議会運営委員会の視察の中で岩手県の陸前高田市を視察させていただいたわけなんですけれども、その中で1番感じたのは、本当に緊急の場合、自分のことは自分でする、それすらできない状況の中で、共助、そこまでどの位できるんだろうっていうのが1番感じたところです。

啓発活動の中で、本当に地域住民がどれだけまとまって、昔は隣組という言葉もありますけれども、今、田舎でも隣が何をしているのかわからない状況になっております。その中でいかに自助、共助、そしてさらに公助までいくのですけれども、そういう制度がどの程度、教育というか、啓発されていくのか。その辺が1番重要なところだと思うんですけれども、先ほど町長の答弁がありますけれども、最近では長野県で雪で大変な災害がありましたけれども、たまたま、そこは田舎だったんですけれども、1人の怪我人も負傷者もでなかったんですけれども、それはやっぱり隣近所に誰がどういう状態にいるのか、良く知っているからだったと思うんですね。そういう形でどれだけ本当に隣近所を分かっているのか、まず何かあれば自分で自分のことを助けなきゃならないですけれども、その中で、その次にできる共助、なかなかできないことだと思うんです。その中で先ほど言いました町長の啓発に対しての言葉もありましたけれど、再度その辺についてお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず共助というところの考え方でありまして、隣近所、地域の中の連携といいましょうか、おつき合いというものが希薄になっている、そんなことがあるのではないかと、それがいざというときの対応に支障をきたすことがあるのではないかと、そんなことから自治会連合会、また、社会福祉協議会などは隣合わせに住む方々の情報の共有をし、そして何か事があったときには、そういったものを使いながら、助け合う、そんな仕組みがとれないかということで取り

組まれているところがございます。またそういう状況がありながらも、一方では個人情報の保護という観点から、なかなか十分にそういった情報共有ができないというようなところも出てきております。そんな中で、先ほど申しました避難行動の要支援者という名簿については、行政として、しっかりと作らなければならないと、災害時においては、そういったものをもとに、そういった弱者の方々の避難に当らなければならないということになってございます。しかし、その前段での共助ということで、先ほど言った情報をどのように共有していくかという中にあっては、自治会などでは限界があるというようなことから、自主防災組織というものの設立ということが、国として進めているところであります。そういったところには、今までの規制はある程度超えて、情報共有を図ることができる体制ということになってございます。ですので、大空町といたしましても、この自主防災組織というものを立ち上げていかなければならないと思っておりますが、現在のところをまだ立ち上げには至っていないという状況でございます。

昨年の4月に調査した数値がございましたけれども、自主防災組織の組織率というものは、北海道では50％に達しておりますけれども、それでも都道府県の中では44番目の組織率ということで、非常に下位に位置してございます。ちなみにオホーツク管内では15.5％しか組織されていない。北海道の14振興局管内で見て、最も低い数字となっております。この時点で、隣の美幌町においては84.9％の組織率でございましたけれども、このとき管内18市町村中8市町村が組織率ゼロという状況になっております。その中に、大空町も含まれているという状況でございました。

これらの必要性について、自治会の皆さん方、また福祉活動をされる皆さん方とも十分コンセンサスを取りながら、その組織化に向けて働きかけを行っていかなければならないものと思っております。こういう組織ができ上がれば、それに合わせた地域における備蓄でありますとか、その体制づくりというものはさせていただきたいと、そのように考えてございます。いっぺんに全ての自治会で立ち上げをするというのは、難しいかもしれませんので、モデル地区などをつくって、そこをお願いをし、その活動を全町に普及させるというような取り組みの中で、組織率というものを高めて防災の意識を隅々まで行き渡らせるようにしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 小項目4つに分けたんですけれども、全て関連がありますので、なかなかこれはとは言えないところもありますので、自主防災組織、町長から答弁がありましたので、その辺についてまた再度質問させていただきたいと思います。

その自主防災組織にいく前に、防災グッズについては、町では用意しないということだったんですけれども、それはあくまでも個人で対応していただきたいと、その中で自主防災組織も、恐らく自治会が主体でやっていくのが本来の姿と思うんです。その中で今、自治会へ町で助成している中で活動費とかいろいろありますけれども、その中で組織はできていない中でなかなか取り組みづらいと思うんですけれども、その防災グッズとか、役員対応とか、そういう組織づくりに向けた何かきっかけがあれば、一石二鳥なのかなと、そんな安易な考えかもしれませんけれども思っております。

なかなか自主防災組織、本当に簡単に想像はつくんだけど、今町長の答弁で聞いたんですけれども、本当に管内そんなにできていないんだと思うのです。なかなか、どうしてできないのかわからないんだけど、やっぱり自治会中のコミュニケーションというか、その辺が悪いんでしょうか。その辺どうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 防災のグッズについては、配付しているところ各市町村、そういうところがマスコミで取り上げられて何か華々しくやっているような、そんな気がして、そういうものを見られた方々からは、うちはやらないのかと何回か言われたことがあります。しかし、私の気持ちの中では、あれは御自分で揃えてもらうべきものだろうと、内容を見ると停電になったときのためのラジオ、例えば懐中電灯、ろうそく、それから御家族の数に合わせて水だとか、非常の食糧など、ロープとか、それをリックに入れているようなこと、先ほど言いました自助、共助、公助がある中で、そこまで町としてやらなければならないか、御家族の中で、何がうちは必要だろうねと、そんなことを話題にしながら、充てがわれたものではなくて、自分たちで自ら揃える、そんなことがあってもいいのではないか、そのように私は考えております。

また、金額的なことを申し上げると、大変恐縮でございますけれども、市販されているものなどは、一揃い揃って約1万円というふうに言われております。私どもの町に3,000戸ございますけれども、3,000万円かけるわけでございます。ただ、人の出入りももちろんあります。当然、新しく来られた方々にも配付していかなければならないことになります。そうやって考えますと、それだけのものは、別ところで共助の下支えや、さらには公助としての備蓄などに回していきたいというのが、私の考え方でございます。

ただ、議員が言われましたように、そういうものがあると家庭の中で地域の中で、自主防災組織をつくったり、災害に備える意識啓発のきっかけになるのではないか、そういう側面は確かにあろうかと思います。今、私ども自治会の皆さん

方にいろいろ御説明をさせていただいておりますのは、町で持っているさまざまな備蓄用品、防災用品がございます。もう少し小まめに各地域に配置していただくことはできないかと、そんなことの御要望もあります。そんな中で、自主防災組織というものが立ち上がったときには、さまざまな助成制度というものがございます。自主防災組織の皆さん方のところには、地域で必要な防災備品などの支援措置というものが数百万円単位で制度化されているものなどがございます。もしモデル地区で育成のところが立ち上がれば、そういうところに、例えばスコップでありますとか、ポリタンクでありますとか、そういうような防災用品などを設置していく、そんなことにつながっていけるのではないかなと、そういうものを一つのきっかけとして、また、コミュニティーが良好な関係に保たれていけばありがたいとも思っております。そんなこともPRさせていただきながら、何とか自主防災組織の立ち上げというところに歩みを進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、また御協力を賜りますように、お願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 7 番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 自主防災組織については、ぜひ早目に作っていただきたいと思いますが、先ほど備蓄の数、また、種類についてもありましたけれども、今は庁舎とか、道の駅に保管してあるということなんですけれども、いざとなったら使うのは各地域だと思うんですけれども、そういう備蓄についてもやっぱり1カ所ではなくて、何カ所か、その代わり、恐らく先ほど発電機とか、灯油ストーブとかありましたけれども、定期的な点検も必要だと思うんですね、当然、肝心な時に動かなかったら意味がないですからね。そういう意味で、やっぱりそういう形で、どうしても行政の職員だけがやるんだったら、なかなかそういう管理をとっていても大変だと思うので、そういうことも含めて各地域に、自治会中心に自主防災組織、早目に作っていただきたいと思います。

それと、今回陸前高田市に視察をして、また何点か気がついたことがあったんですけれども、1番陸前高田市で被害があったのは、避難場所にいた人が災害にあったと、不自然な言葉だったんですけれども、現実はそのようなんだと、よくわかりました。やっぱりハザードマップ、危険地域の地図ということなんですけれども、何というのか、おそらく県主導、道主導で作っているのが主体だと思うんですけれども、パブリックコメントまではいかなくても、地域の特性を活かした地図作りというか、恐らく大空町の人がわからない危ない地域はきっとあると思うんですね。そういうのが必要じゃないか、そういうふうに陸前高田市に行ってつくづく感じたんですけれども、それを想定外というのは簡単なんですけ

れども、逆にそれで逃げられているのかなという気もしたんですけれども、そういう形で、防災計画の見直しもしているということだったんですけれども、そういうハザードマップ、また避難場の設定の仕方、その辺についての考え方を再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域の備蓄などについては、先年東藻琴山園地区などからも御要望がございました。網走川湯線が通行止めになり、立ち往生した車が地域の会館など、また集落などに助けを求めるといようなことがある、地域の防災の拠点として集落センターがある、情報を入手するためにテレビが必要だからテレビを買って欲しいというようなお話も、にこやかにされておりました。

それは一つ理屈なのかなと思いますけれども、先ほど言いましたように、町の備品も、1カ所だけに置いてあるということではなくて、何カ所かに分けて置いてあります。ただ、今回も明日、明後日にかけて、暴風雪というような情報がありまして、こうやって事前にある程度予測が多少なりとも可能な場合においては、その前段で、その備品などについての移動、備えというものをさらに、させていただいております。合わせて、先ほど言いましたように複数箇所にいろいろなものをしっかりと備えておくということも、必要でありますので、自主防災組織の設立にあわせながら、地域における備蓄用品の充実というものを図っていききたいと、そのように思っております。

また、避難場所などについてでありますけれども、従来、前の防災計画のときには、各地域にある地域会館、公民館といわれるものまで、全て避難所としておりました。しかし、木造建築で耐震性なども含めまして十分なのかと、さらには数十箇所に及ぶ避難所を設営したときに、行政としてその管理が本当にできるのかということに着目をいたしまして、そういった場所については、避難所というよりは一時集合場所として、その後市街地にある鉄筋コンクリート建ての公共施設などに移動していただく、そこを避難場として指定をするということに変更させていただいたところでございます。

そんな中で、避難所の安全性というものについては、今後はしっかりと検証していかなければならないと、一方ではそのように思っております。各学校などについては、耐震化についてしっかりと対応してきているところでありますけれども、町の公共施設などについては、まだ全てが終わりという状況にはなっておりません。そんなことから言えば、避難所に指定していながら、耐震性が十分でないというような施設も中には出てくる可能性もございます。そういったところについては、しっかりと検証しながら、防災計画の見直しも含めて検討してい

なければならないものと、そのように思っています。

次にハザードマップ等々でございますけれども、ハザードマップというのは水害時に水がどこまでいくかというものでありまして、私の印象でございますけれども、これはある程度専門的な知識の中で検証をしてもらって、地図上の高い低いというようなことから、何メートルの高さではどこまで浸水していくかというものを調べておかなければならないのではないかと考えております。ですので、私どもの見た目の知識というよりは、きちっと高低差を把握した中で、色分けされた方がいいのではないかと、一方で、先日も御質問がありました土砂災害の危険箇所などについては、北海道は机上で、図面上のその谷間地区などについてのみ判断をしていると、しかし一方では、それ以外にも、もっと現場を見たときに、危険な箇所があるのではないかと、さらに、別な見方をすれば、図面上では、そうなって色塗りがなされているけれども、実際には人家がなかったり、さらには、地形が変わっていたりして、それほど危険と思えないというような場所もあります。そういったところは、単に机上の判断ではなくて、市町村の職員等の目視などの判断も入れてもらいながら検証をして、本当の意味で危険箇所なのかどうかというところの判定をしていかなければならない分野と言いましょうか、そういうところもあるのではないかと、そのように考えております。そういったところの作業については、今現在、進めさせていただいておりますので、それぞれ皆さんには、まだ十分情報として伝わっていないかと思います。結果などについて、お知らせをしながらですね、まず、対応していただけるような、そんな方策を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 7 番 齊藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の答弁でいろいろ聞かせていただきました。その中で避難所の設定なんですけれども、これも同じく陸前高田市で思ったんですけれども、本当に津波とか水害、また地震、その災害によって避難所も違うのかなと、そこは水害とか津波はここでいいんだろうけれども、また、地震であればここではまずいのかな、そういう避難所の設定の考えていうのもあってしかりなのかなと思いつつながら帰ったのですが、その中で先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今、社会的弱者という要支援とか、老人とか子どもたちですけれども、その福祉避難所、これは義務化になっているのかどうかちょっとそこまで分からないんですけれども、道内では4割位しかできていないということなんですけれども、陸前高田市でも1番感じた仮設住宅、避難所生活の中で一番大変だった問題がプライバシー、それが1番大変で、まずトイレが使えない、水がない、その中で夜になったらスコップを持ってみんなが山に行くんだっていう説明を受けたんですけ

れども、その中で本当にそういう心のケアも本当に大事なことだと思うんです。

オホーツク地域は本当に災害の少ない地域です。その中で、特に福祉避難所についても、または自主防災組織についても遅れをとっているのかなあという気がします。その中では先陣切って大空町は率先して、まずそういう考え方で進んでいただきたいと思うんですけれど、どうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 災害によって、避難所施設の活用というのは異なるということ、当然にそのように私も思います。私どもの町でどのような災害が想定されるかとは、例えば堤防が決壊したときの水害などというものがあろうかと思います。さらには冬の間の暴風雪災害で、孤立する住宅から出られない、こういうことになれば、避難所というようなことではなくて、いかに自らの自宅の中で対処できるかというようなことにもなろうかと思います。ただ、暴風雪、水害等々については、今の情報社会の中にあっては、ある程度、低気圧、台風などの接近というものが予測できるようになってまいりました。今回もそうでありますけれども、そういったものについては考え得るさまざまな対象について、事前に備えるということがある程度適用できるかと思っておりますけれども、今現在、私どもの想定される災害の中で、火山の爆発でありますとか、地震と言われるものについては、なかなか事前に察知することができないということで、ここが一段と難しい局面に立たされる災害ではないかと、そのように受けとめております。

そんな中で、先ほど言った水害などの場合と、地震災害などについては、ひょっとしたら、その受け入れる施設というものが異なってくるということがあろうかと思えます。その一つ判断として、耐震強度の問題というものが挙げられるのではないかと、そのように考えているところでございます。その対応、それぞれの災害によって異なる部分がありますけれども、的確に把握をしながら判断をしてまいりたいと、そのように思います。

また福祉避難所、議員が申されました避難所生活でのプライバシー等につきましては、これは福祉避難所に限らず、一般の避難所においても、当然、出てくる大きな課題ではないかと、そのように思っております。さらに、その災害時における、先ほど言いました要介護者でありますとか、障がいのある方々などについては、通常のその施設というところでは、十分に対応し切れないという部分があろうかと思えます。一つには、さまざまな施設、バリアフリー化が進められてきているとはいいいながら、まだまだ段差の部分でありますとか、トイレなどの部分では十分でないところがございます。また、障がいがある方とそうでない方が混在して、長期に避難生活を過ごされるということは、非常に健常な方だけでも難

しいところをさらに難しいものが出てくるということになろうというふうに思います。そんなことから、福祉避難所と言われる考え方が出てきているのだろうと思います。

実際には、何か公共施設を、例えば役場庁舎を指定するというのではなくて、現在ある福祉施設、特別養護老人ホームでありますとか、グループホーム、私どもの町でいいますと障害者福祉センターちあふるといような施設が福祉避難所というふうに指定されるべきものだというふうに思っております。町として所有している建物もございますし、また福祉会の所有となっているものもあるかと思えます。福祉関係者の皆さん、福祉施設の管理をされる皆さんと理解を一つにしながら、こういった福祉避難所というものの指定について早急に詰めてまいりたい、そのように考えております。それらをしっかりと防災計画の中に盛り込んでまいりたいと思っておりますので、今後ともまた御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 7 番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 防災についてはこれが最後にしたいと思っておりますけれども、何回も申し上げますように、その避難所の設定の仕方、1 番自分が思うのは、陸前高田市でも思ったんですけれども、避難所に行った人が 1 番被害を被ったと、不自然なんですけれども、その中で避難所に行くまでの経路というか、本当に、そこで運があるか無いのかわかりませんが、本当にたまたま、その行くまでの過程で津波に遭った人もいました。順調に道路を車で行った人はほとんど駄目で、歩いて走って行った人が助かっています。その中で避難所に行くまでの経路、それも大事でないかと、自分ではそう思います。なかなかそれを地図に書き込むとか、なかなか大変な作業と思うのですけれども、やっぱり周りに住んでいる地域の方はよくわかると思うんですね。どこを通っていけば一番早く避難所に行けるのだとか、そういうのも必要じゃないのかなと、陸前高田市の場合は、かえって地震、津波が多くてマンネリ化になって、来るまで 4 5 分の余裕があったそうなんですけれども、かえって海を見たらまだ大丈夫だという形で、被害に遭った方もいると、うちらとはまるっきり反対だと思って聞いていたんですけれども、そういう中で避難所の設定、先ほどから何回も申しましたように、自主防災組織、これの早期組織づくり、その辺についてお願いしたいと思います。この件についてはこれで終わりたいと思います。

最後の質問です。

介護保険施設の待機者ですけれども、本当に今の施設に入っている人と同じぐらい、待っているのだとよくわかりました。それだけに、逆に言えば、高齢者が

ふえているのも確か、その中でなかなか1番その本体というか、一番困るのは、先ほども階層別にもお話ししていただきましたけれども、本当に低所得で孤立した高齢者がふえているのが、現実の社会、なっておりますけれども、これから本当に具体的にはまだ増床というのは、なかなか検討課題だと思うのですけれども、その中で本当にもうなっている方は待っているほかどうしようもないんですけれども、その予防策というか、そういう形での啓発というか、そういうのも必要なのかなと、たまたま産業建設文教常任委員会で中川町に行って、人口1,700人位だったんですけれども、その中では本当に糖尿病の人が多くて、それを何とかしたいと、その中で食育という形で進めているんだという、全町民が食育に対する取り組み進めている町だと思います。その中で特定健診率も6割近い健診率だったと思います。うちらでは40%位だったのかなと思っていますけれども、そういう形で、本当にどんどんどん介護保険料も上がって、指定介護施設も建てられるような状況であつたらいいんですけれども、これだけ待機数がある中では、それ以外にどういう対応ができるのか、議員でもそのスポーツ施設、そういう形での体力づくりという質問もありますけれども、そういう形で啓発も必要なかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 介護状態にならなければ、施設も在宅の介護も必要ないわけでありましてけれども、高齢化社会の中でさまざまな状況があり、介護が必要な方々がふえてきていると、一つは、病状から発症するというようなところも多いのではないかと、そのように考えてございます。介護のことに関しても、自助、共助、公助というようなものが言われておりますけれども、今の団塊の世代の方々が2025年になりますと、後期高齢者と言われて75歳以上になってこられます。その年代が1番多いということで、国としてはそこを一つのポイントとして対策を講じていかなければならないということで、当然、自助というものが基本になろうかと思っています。ただ、御高齢となりまして、疾病や介護といった生活上のリスクというものは、程度の差こそあれ、だれしも必要になってくる部分ではないかというふうに思いますので、そういった部分については、基本的には社会保障、これは共助の部分もございまして、そういったものが必要と言いますように、そういったもので対応すると、ただ、低所得の方なども多くなってまいりますので、そういったところは、公助というところが補完をしなければならないというふうに思います。先ほどの当初の話に戻りますけれども、自助、共助、公助というものがバランスよく整備されていかなければ、これからの高齢化社会、介護が必要な社会というものは、維持できないような気がいたしております。

町としてできることは何だろうかと考えた中で、まずはその病気をなるべく発症させないということで、生活習慣病の発症予防というものを、また重症化にならないためのことというのが必要であろうと、そのためには、定期的な検診をしっかりと受けていただくということが、大前提になろうかと思います。そんな中で、軽いうちにさまざまな治療を受け、できるだけ重症化しないように努力をしていく、そんなことが必要ではないかというふうに思います。

また、町といたしましては、認知機能の低下というようなものを抑制するために、いろいろな取り組みをさせていただいてございます。脳刺激訓練などはそういったものの一つであります。そういったことに取り組みながらですね、介護度というものを重症化させない、また、そういった方々の数を少なくしていくということを努力していく以外に方法はないのではないかと考えてございます。

うちの町の状況でいいますと、間違いなく、介護の必要な方というのはふえる状況になろうかと思います。国では、平成24年度時点で介護保険サービスの利用者が452万人おります。さまざまな抑制する取り組みを行いながらも、国は、平成37年度で、これが657万人位になるのではないかと予測しております。この増加率というものを大空町にそのまま当てはめてみますと現在、大空町の介護保険の利用者が375人でありますので、同じ増加率を掛けると大空町では平成37年度で544名というような数字が出てまいります。現在よりも150名以上はふえるということでございますので、それらに対処した形というものを備えていかなければならないと、そのように思っております。現在ある施設などについては、町が直接経営をするもの等々を含めまして、特別養護老人ホーム、さらには生活支援ハウス、シルバーハウジング、グループホームなどもございますけれども、これらの整備について、介護保険事業計画、現在、議論をいただいているところでありますけれども、その中でしっかりと位置付けて、施設や在宅の介護の充実というものを図っていきたいと思っております。

現在は第6期の計画策定中でございますけれども、現在の計画期間中の中では、特別養護老人ホームの増床というものは盛り込んでおりませんでした。グループホームの増床に留まっておりましたので、次の第6期の介護保険事業計画の中では、そういった施設に対する要望というものが非常に強いものがあると、私自身は、そのように認識をしております。今年度中に策定されてくるわけでございますけれども、その中で施設整備の方向性などについても、しっかりと方向付けをさせていただくように、その協議会の議論を注視してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

管内の市町村単位で見るところの介護施設の充足率というものもありますけれども、他の町と比較してどうかということではなくて、待機され、待たれている方がそれぞれの地域にそれなりの数いらっしゃるということをひとりひとりの状

況になって鑑みた時に、町としては、最大限の努力をしていかなければならないものと、そのように考えておりますので、そういった考え方を持ちながら取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

◇議 長 7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 これでは最後にしたいと思えますけれども、今、町長がおっしゃるとおりだと思います。本当に今は少子化で核家族化が進んで、お互いの夫婦が高齢者が高齢者を看するという時代になっております。その中で、自分も実際には何年後にはそうなるのかなと覚悟をしておりますけれども、そういう中で、思う通り介護施設がどんどん建っていくのがいいですけれども、なかなか現実にはそうはならないと思います。

その中で、自助、共助、公助、確かに町長の言うとおりでありますけれども、そういう形で自分がどういう努力が出来るのか、そういう形で今1番悩んでいるんですけれども、いつも痩せる思いで頑張っているんですけれども、それを言うと皆さんに笑われるのですけれど、なかなか思ってもなかなか運動できない。といって食事制限できない。じゃあなるべくにしなければならないのかなっていうのが現実なんですけれども、その中で、近くでも自分の旦那さんを看て、その奥さんが結局、悪くなって、どうしたらいいんだろうと聞かれたんですけれども、現実的にはまだ要介護が付く段階でもないんですけど、ただ足腰の不自由といって2人では置いてくれない。そういう形が、先ほどお聞きしましたけれども、半数以上65歳の中で、町内にいらっしゃるということなんですけれども、そういうことを、公助でできる範囲でやっていただきたいんですけれども、なかなかその備えというのは、出来ないと思います。

その中で先ほど町長も言うておりましたけれども、本当に自分で食生活、また健康管理を如何に啓発して、公助という形で進めていくか、そういう形で、最後の締めとしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の母親も介護の認定をいただいております。本来であれば、父親もそうではないかと思えますけれども、なかなかうんと言いませんので、そのところ判定には上ってはいないんですけれども、妻の父親については、今、介護度が4になってございます。しかしながら、先日までひとり暮らしをしておりました。外で転んで背骨が痛いということで、一旦入院はいたしましたけれども、さらに、介護度が進んで、先ほど言ったように4になったというような状況で、症状につ

いては固定化したので、医療機関からは、もう退院できますということでありましたけれども、山の中でひとり暮らしというのは難しいと、さてどうしたものかと悩んでおりました。そんな中で、地元の特別養護老人ホームにも、待機者としての要請といいいましょうか、申し込みをしておりましたので、先日、決定が参りまして、入所できることとなりました。大変ありがたいことだと思ったところでもありますけれども、さまざまところで、私のところ以上の御苦勞を、また持っていないながら、どうやって対応していただいたのかということで、悩まれている方々などもまだまだたくさんいらっしゃるのではないかと、そのように思います。

町としては、時間的なこともあります。さらには、数的なものもあって十分でないところもありますけれども、まずはしっかりとそういった方々の相談に乗り、そして、どのような解決策があるのか、対応が可能なのか、一緒に悩んでいくといいいましょうか、考えていく、そういう姿勢がまず行政側には必要ではないかと、そのように思っているところでございます。

先ほどさまざまな施設の整備、また、在宅でのいろいろなサービスの提供、その質の向上、量の確保というものもありますけれども、先ほど言った精神的な支えになれるような、そんな行政でなければならないと、そのように思っております。そういったことを旨に、こういった事業については取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。これからもしさまざまところで御指摘をいただきますようお願いを申し上げます。私共としては最大の努力を払ってまいりたいと、そのように申し上げて御答弁とさせていただきます。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時19分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

2番 田中裕之議員の一般質問を許します。

2番 田中裕之議員。

◇田中議員 私は、前回、農業者の後継者対策について質問させていただきましたが、今回は、教育関係の質問をさせていただきます。

11月の初旬に文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会の小中一貫教育に関する素案が発表されました。その中では、小中の教職員組織を一体化さ

せる小中一貫教育学校と学校ごとに組織を分ける小中一貫型小学校、中学校、これはいずれも仮称ではございますけれども２種類を創設し、より多くの市町村が取り組みやすい制度設計で、小中一貫教育の導入の促進を目指すということでありました。

そこで、本日は教育長が出席されておりますので、この一貫教育制度についての御所見をお伺いしたいと思います。また、近い将来、大空町でも人口の減少が見込まれておりますけれども、そのために学校の統廃合の心配が出てきたときに、小中一貫校の創設の考えはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、子どもたちの一人ひとりの生きる力を確実に育成するため、情報活動能力の育成、ＩＣＴの活用による協働型また双方向型の授業革新、校務の情報化による教員の負担の軽減の推進をすとの考えのもとに、文部科学省は、教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画を公表いたしました。これは中身がどのようなものなのかをお尋ねします。また、大空町の教育のＩＴ化に向けた環境整備は、どれくらい進んでいるかも、合わせてお尋ねいたします。以上のことについて質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育 長 田中議員からの一般質問にお答えを申し上げます。初めに小中一貫教育についてであります。

国においては、文部科学大臣からの諮問に基づき、中央教育審議会の特別部会で、小中一貫教育の審議が継続して行われてきたところでありますが、本年１１月、義務教育の９年間を一体として行う小中一貫教育の制度化を求める報告案がまとめられました。これを受けて文部科学省は、来年の通常国会に、学校教育法の改正案を提出し、早ければ平成２８年度から制度化したい考えである旨の一部報道があったところでございます。この報告案は、東京都品川区などで、モデル事業として実践されてきた小中一貫教育の取り組み事例が広く普及すれば、中学校に馴染めず不登校やいじめがふえる、いわゆる中１ギャップの緩和が図られたり、義務教育の質の向上が期待できることから、国に対して制度導入に向けた法改正などの環境整備を進めるよう、要請しようとするものでございます。

具体的には１人の校長のもとで、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成実施する単一の学校であります。仮称小中一貫教育学校と、組織上独立した小学校及び中学校が別々の学校のまま９年間の教育課程を組む、仮称小中一貫型小学校中学校の二つのタイプの学校を現行の小学校、中学校とは別に、制度上位置付けるものであり、このようなタイプの学校を設置するかどうか、小中高等学校の学年区分を子どもたちの成長に合わせ、現在の６３３制から５４３制などへ柔軟

に設定替えを行うなどの判断は、市町村教育委員会に委ねられております。また、地域ごとに特色ある取り組みを促すため、小中一貫教育の実施校には、通常の学校にはない独自科目の設定を認める考えも示されているところでございます。

今日の社会は、人口の減少や少子高齢化、高度情報化、グローバル化などの進展により、急激な社会変動が生じております。このような厳しい時代を生きる子どもたちが、十分な知識や技能を身につけて思考力や判断が、また、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに、自身を育む教育の実現が急務となってきております。小中一貫教育は、そのような教育の実現に資するよう学校制度を子どもたちの発達や学習意欲、能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとする一つの制度であると考えております。

本町におきましても、外国語教育を始め、小学校と中学校のつながりを意識した小中連携による義務教育の質の向上のための教育実践に取り組んできております。小学校と中学校が学習活動の系統性を確保し、協力して教育活動を展開することは、義務教育の目的や目標に掲げる資質や能力、態度などをよりよく養う上で、非常に重要なことであると意識しているところでございます。

小中一貫教育の実施についてでありますけれども、とりわけ、先ほど2つのパターンが説明された中で、将来的に議員からの御質問の中では、大空町でも小中一貫校を創設する考えはあるかと、そのような御質問を2点目として、いただいたところでありますけれども、確かに今、少子化の影響によりまして、今後、大空町の子どもたちの数も減少していくものと推測をしております。しかしながら町内の小学校及び中学校の校舎については、近年、女満別小学校を改築し、東藻琴小学校を大規模改修したところであり、また引き続き東藻琴小学校や女満別中学校の大規模改修を予定しているところでもあります。今後、小中一貫教育を進めたとした場合であっても、当面はそれぞれの小学校、中学校の校舎機能を十分活用した上で、本町に合った義務教育の形というものを考えてまいりたいと思っております。

また今後、教育委員会として現行の小中連携教育の充実というものを土台としながら、全国の実践事例を研究、検証し、大空町の子どもたちにとってふさわしい義務教育を推進していくように、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、教育のIT化についてお答えを申し上げたいと存じます。

ITは英語のインフォメーションテクノロジーの略であり、日本語で言うところの情報技術を、またICTはインフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略で日本語では、情報通信技術を指す言葉となっておりますが、答弁に当たりましては、ITあるいはICTの表現を用いてお答えを申し上げたい

と存じます。

文部科学省の推進する教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画についてであります。２１世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、平成２５年６月に第２期教育振興基本計画が閣議決定されました。この計画で目標とされている水準を達成するため文部科学省が総務省の協力のもとに、新たに策定した計画が教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画であります。計画の期間は平成２６年度から平成２９年度までであり、単年度当たり１，６７８億円の地方財政措置が講じられることになりました。

この第２期教育振興基本計画で目標とされております水準を具体的に申し上げますと、教育用コンピューター１台当たりの児童生徒数３．６人、電子黒板実物投影機の整備、１学級当たり１台、町高速インターネット接続率及び無線ＬＡＮ整備率１００％、校務用コンピューターとして教員１人当たり１台となっております。また、４カ年計画では、教育のＩＴ化に向けたハード環境の整備や学習用ソフトの整備、ＩＣＴ支援員の配置などについても、地方財政措置が講じられているところでございます。

大空町の教育のＩＴ化に向けた環境整備状況についてでございますが、町内の小学校全てにコンピューター室があり、児童用パーソナルコンピューターが女満別小学校では３９台、東藻琴小学校では２９台がそれぞれ整備されております。これらのパソコンを活用し、国語、算数、社会のほか、総合的な学習の時間に調べのものの学習などを行っているところでございます。また、電子黒板につきましては、女満別小学校では２台、東藻琴小学校で１台、実物投影機につきましては、本年度までに、町内各小学校において１学級に１台の整備を完了し、全ての教科で活用させていただいております。その他デジタルテレビ５０インチやブルーレイレコーダーについても整備しているところであります。

町内の全中学校につきましても、コンピューター室があり、生徒用パソコンが女満別中学校では３６台、東藻琴中学校では２９台が整備されております。中学校では、総合や情報の学習のほか、各教科の調べ物学習などにも活用を図ってございます。また、電子黒板につきましては、各中学校で１台整備されており、来年度には実物投影機も整備する予定となっております。その他にデジタルテレビ５０インチやブルーレイレコーダーにつきましても、小学校と同様に整備を図っているところでございます。

また、教職員用パソコンについては、各学校において教職員１人に対し１台を配置しており、指導計画や指導案の作成など、校務事務で使用されている状況でございます。

以上、御説明申し上げましたとおり、本町の小中学校におきましては、これまで、第２期教育振興基本計画で目標とされている数字に近い整備を計画的に進め

てきているところでございます。ＩＣＴ情報通信技術の活用は、授業に対する興味、関心を高めたり、児童生徒が自ら学習に必要な情報を選択し、考えたことをわかりやすく表現する活動を充実させる上でも大変有効であると認識しており、今後とも計画的に導入を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上、田中議員への１回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 ２番 田中裕之議員。

◇田中議員 御答弁ありがとうございました。

素案では、この制度は都市部に主眼を置いていると思われ、人口減少により学校の統廃合が進み、結果として小中一貫校を設置せざるを得ない町村が、中央教育審議会の議論では置き去りにされているように思われ、都市部と町村部で学力差が広がる可能性をはらんでいるという意見もあります。小中学校に空き室を抱える町村部にとっては、国の財政支援を得て統廃合を進める機会にもなりうるわけですが、統合後も児童生徒数が少なくなれば、独自教科や前倒し授業の実施が難しくなる場合も想定されるほか、一貫校が一斉に進めば、道内だけでは指導力のある教員が十分確保できない可能性もあると思いますが、この後、よりよい制度へ移行があれば、確かこの制度は分離型も認められていると思いますので、今の現状では学校の改修とかもしておりますので、そういう考えはないということですが、将来的に、もしそういう良い制度へ移行があれば、せっかくの支援のひとつとして考えてもよいのではないかと思いますけれどもいかがですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 １回目で御答弁いたしましたけれども、今回初めてですね、この小中一貫教育制度として、二つのタイプの案が示されたということでございまして、一つは、施設一体型、いわゆる小学校、中学校で一つの建物というタイプ、もう一つは、小学校、中学校それぞれ独立した建物の中で、小中一貫を行うとそのような二つのタイプが示されました。また、同時に現行のですね、小学校、中学校についてもそのまま地域によっては、継続するということもあろうかと思えます。議員が言われましたように今後、まだ正式な制度化にも至っていない段階ということですので、想定される範囲でしかお答えできませんけれども、まずはハード的な問題と、いわゆる教育内容の問題、教育課程の部分という二つのソフトの問題と大きく二つあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、子どもたちの成長に合わせた、ふさわしい既存の義務教

育の形というものも大空町独自で考えていくというところが、1番、今後内容を詰めていかなければならない部分ではないのかなと思っております。

現在はそのハード面でいえば、先ほど御答弁いたしましたように、校舎については、計画的な整備を図ってきているところでございますので、当面は、仮に一貫教育を検討するに当たっては、まずは分散型のところから議論を深めていくということになるのではないかなと、そのように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2番 田中裕之議員。

◇田中議員 答弁いただきましたけれども、答弁の中にもあったかもしれないのですけれども、このメリットとデメリットが今時点でわかれば、お答えいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 この小中一貫教育にかかりますメリット、デメリットについての御質問をいただきました。文部科学省ではですね、これまでも、全国各地でモデル事業として、この小中一貫教育についての事業ということを取り組んできております。それらのモデル事業を踏まえました小中一貫教育にかかわるその実態調査結果によりますと、まず小中一貫教育のメリットといたしましては、中学校への進学に不安を感じる児童が減少したといったようなこと、また学習規律、生活規律の定着が進んだといったようなこと、また中1ギャップが緩和されたという生徒指導上の成果、さらには小中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識が高まったという、教職員への効果というものが報告をされております。

一方デメリットでありますけれども、学校組織について課題として多いのは、教職員の負担感、多忙感の解消や小中の教職員間での打ち合わせや研修時間の確保などで、小中一貫教育の特徴であります小中学校間の乗り入れ授業や学校行事を行う際の負担というものがそのまま課題となっているようであります。また、校舎が施設一体型の場合、9年間一緒に過ごすことによる子どもの人間関係の固定化や、小学校高学年のリーダー性の育成なども課題として指摘をされております。

この国の調査結果による効果や課題が、そのままが本町に当てはまるということにはなりませんけれども、少なくともこれら課題解決の方策を講じていかなければ、小中一貫教育を成功させるということはなかなか難しいものではないかなと考えております。今後も研究を進めながら、本町に合った教育システムという

ものを構築していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2番 田中裕之議員。

◇田中議員 この小中一貫教育になる場合は、教育委員会のかかわり方というのは、今までと違いが出てくるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 新しいこの小中一貫教育の制度化が進むに当たっての教育委員会としてのですね、かかわり方についての御質問を賜りました。

この義務教育の9年間がですね、目標とするところは、人間が人間として、生涯にわたって生き抜く力を育成する基礎教育であり、児童生徒の発達段階に即した教育内容や、指導方法をとることで、より教育効果が上がるものと、そのように認識をしております。小中一貫教育が制度化されるということに当たっては、大空町の児童生徒の発達状況に合わせた義務教育のあり方、先ほどの答弁と重複しますが、やはり大空町の実態に合った、その義務教育のあり方というものを含めながら、慎重に教育委員会として、検討を進めていかなければならないと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 2番 田中裕之議員。

◇田中議員 それでは小中一貫教育制度についてはこの辺にして、次にIT化について質問ですけれども、この4カ年計画というのは財政措置がされていると思うのですけれども、総額4年間でいくら位で、単年度でどの位で、そのうちどの位が今大空町に入っていると思うんですけれども、その辺の額がわかりましたら、御答えいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいまの地方財政措置費に係わる御質問をいただいたところでございます。

具体的には地方交付税のほうに必要な経費を算入するという考え方で、地方財政措置というのがされているわけでありまして、国が示しました単年度当た

りの標準的な金額といいますが、小学校費では、これは18学級程度の小学校の場合ですけれども、568万円という額が示されております。また、国が示した中学校費に関わる財政措置額、これは15学級でございますけれども、およそ559万円という額でございます。これらの数値をもとに、町内の小学校、また町内の中学校ですね、それぞれ試算したところでありますけれども、およそ小学校については1,600万円程度、中学校については、900万円弱程度の措置がされているということでございまして、それぞれ本年度については、小学校の実物投影機ですね、導入でありますとか、その他学校関連経費に措置額を充当、使用させていただいているというところでございます。

◇議 長 2番 田中裕之議員。

◇田中議員 今、お答えをいただいたんですけれども、一緒に聞けばよかったんですが、4年間とも地方交付税として入ってくるのか、それとも、4年間のうちの単年度で総額として入ってくるのか、お聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 4年間にわたりまして、単年度ごとに地方財政措置が地方交付税でされるということでございます。

◇議 長 2番 田中裕之議員。

◇田中議員 今このITの関係で、大空町もコンピューターなども使っていると思うんですけれども、その中でタブレット端末を使っているかまでは、はっきりわからないんですけれども、このタブレット端末をもし使用した場合は、実に5割近い教職員の方が使うに当たっては、不安を持っているという話もありまして、これについて対策は、どういうふうにするおつもりなのかもお答えいただきたい。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいまのタブレット型パソコンについての御質問でございましたけれども、現在、大空町内の小中学校ではまだタブレット型のパソコンの導入というのは実施されておられません。ただ全国的には、非常にタブレットを使った、授業への活用事例というものがふえつつあるように認識をしております。

大空町においても、そのタブレットの特徴ともいえる、強みではあります大量

の情報をコンパクトに収納できたり、写真、動画の作成や再生機能などを有しておりまして、幅広い教育の場面で活用できるのではないかなと考えてございます。

今後、大空町での導入についても、計画的な導入というものを考えてまいりたいと思っておりますけれども、同時にですね、教職員の皆さんのＩＴ研修というものを充実させなければ、せっかくいろんなものに使えるＩＣＴであっても十分活かさないということになります。授業の質の高さや効率化を、本来目指すべきものが、逆に使用の不安があるとか、どう使っていいかわからないというのでは、せっかくの財産も活かされないことになりますので、合わせて教職員の方々の研修というものを十分やっていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 ２番 田中裕之議員。

◇田中議員 ありがとうございます。最後になりますけれども、豊かな町づくりをしなければならないとか、また、潤いのある町づくりなどと言われて久しくなりますけれども、まちづくりの基本は人づくりであると思います。その中で人材を育成し、その人たちが活躍することによって、まちづくりも自然に出来ていくのではないかと思います。

その人材を育成するためにも教育は大変重要なものだと思いますので、これからもより一層の教育環境の充実をお願いして私の質問は終わります。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 私も常日ごろから、まちづくりは人づくりであると思っております。

教育の分野は、子どもたちだけではなく、大人も含めて生涯学習、充実した学習の環境をつくり上げ、また多くの住民の皆さんに満足していただけるかと、それに重い責任があると、そのように思っているところでございます。

今後とも、単に知識、教養を高めるだけの生涯学習ということではなく、生きる上で、子どもたちから高齢者まで、生きる上での、実践的な力を養うという、生き抜くために役立つ、そういう教育というものを意識しながら、前に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ＩＴ化については、子どもたちに質の高い、わかる授業を提供するため、今後もそういったＩＣＴ、ＩＴといったものを有効に活用するなど、教育環境の充実に一層努めてまいりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分

平成 2 6 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成26年12月16日
- ・ 開 会 平成26年12月16日
- ・ 閉 会 平成26年12月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前１０時００分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成２６年第４回大空町議会定例会第４日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１１９条の規定によって、議長において８番 松岡克美議員及び９番 小島一弘議員を指名します。

この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しており、
おりであります。

また、職務の都合により一部移動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◎日程第２ 認定第１号から日程第８号までについて

◇議 長 日程第２ 「認定第１号 平成２５年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第８号 平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの８件を一括議題とします。

本件は、平成２６年第３回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松田信行議員。

◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について、御報告いたします。

議会の提出議案書の１ページ及び３ページを御覧いただきたいと思います。

平成２６年第３回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第１号 平成２５年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第２号 平成２５年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳

出決算認定について、認定第3号 平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成25年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8事件であります。

去る10月21日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、「委員会審査報告書」のとおり、認定第1号から認定第8号までの8事件、すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから、「認定第1号 平成25年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第8号 平成25年度、大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件を一括して採決します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は「認定」とするものであります。

この8件の決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、「認定第1号 平成25年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第8号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 農業委員会委員の推薦について

◇議 長 大空町農業委員会委員については、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、平成26年第2回定例会において、大空町議会から2名の農業委員会委員を推薦しました。

この度、新たに2名を追加し、推薦しようとするものであります。

お諮りします。

新たに推薦する農業委員会の委員2名の推薦方法につきましては、指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます。

よって、議会において、新たに推薦する農業委員会の委員2名の推薦の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会において推薦する農業委員会の委員に、ただいまお手元に配付しました推薦書のとおり、石原せつえ氏、並びに岡本シゲ子氏を推薦したいと思います。

お諮りします。

議会において推薦する農業委員会の委員に、石原せつえ氏、並びに岡本シゲ子氏を推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます。

よって、議会において推薦する農業委員会の委員に、石原せつえ氏、並びに岡本シゲ子氏を推薦することに決定しました。

◎日程第４ 議案第６１号

◇議 長 日程第４ 議案第６１号「指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

星加生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 「議案第６１号 指定管理者の指定について 地方自治法第２４条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成２６年１２月１６日提出 大空町長 山下英二

記 １施設の名称等 大空町女満別西４条４丁目６４番地の１ 女満別伝承館
２指定管理者の名称等 大空町女満別西４条４丁目１番６号 社会福祉法人大空町社会福祉協議会 会長 鈴木武昭 ３指定の期間 平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで」

本施設につきましては、町民の生活文化の向上と伝承芸術文化の創作活動を促進し、住民福祉の増進に寄与することを目的に平成１１年１１月に設置されたものでございます。

前指定管理期間におきまして、社会福祉法人大空町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行ってきているものでございます。現行の指定管理期間が平成２７年３月３１日で満了いたしますことから、平成２６年９月１２日開催 第１回選定委員会におきまして、現指定管理者であります、社会福祉法人大空町社会福祉協議会の管理実績などを鑑み、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第５条第１項第１号により、公募によらない指名が適当であるとの意見を決定、社会福祉法人大空町社会福祉協議会を指名することとして、１０月８日に募集要項配布、１０月１５日付けて関係書類添付の上で申請を受理いたしました。１１月７日、第２回選定委員会におきまして、社会福祉法人大空町社会福祉協議会が継続指定管理とすることが適当であるとの答申を経て、指名することに決定し、指定管理者として選定したものでございます。

今般、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料１ページに関係資料を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。以上、提案の理由を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号「指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号

◇議 長 日程第5 議案第62号「指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

平田住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案第62号 指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

「議案第62号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。

平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町東藻琴383番地の31 東藻琴診療所 2指定管理者の名称等 大空町女満別西4条4丁目1番29号 医療法人社団双心会理事長 服部怜美 3指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで」。

東藻琴診療所につきましては、町民の健康保持に必要な医療を提供することを目的として、平成19年3月に東藻琴国民健康保険診療所として、現在地に設置開設されたものでございます。

平成22年4月に東藻琴診療所へと移行して指定管理者制度を導入し、現在、医療法人社団双心会が指定管理者として管理運営が行われているところでございます。

現行の指定管理期間につきましては、本年度末の平成27年3月31日をもって満了となりますことから、9月12日開催の第1回選定委員会におきまして、

現指定管理者である医療法人社団双心会女満別中央病院の経営を通じた医療施設の管理運営の実績並びに、町内唯一の医療機関として専門的医療技術等の経営資源を有効活用することによる東藻琴診療所の管理運営を効果的かつ効率的に行われることを鑑み、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定による公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところでございます。

10月27日に医療法人社団双心会から募集要項に沿った指定申請書及び資格関係資料の提出を受けまして、11月7日開催の第2回選定委員会におきまして、医療法人社団双心会が継続して管理することが適当であるとの答申を経て、東藻琴診療所の平成27年度からの指定管理者候補者として選定することに決定したものでございます。

今般、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の3ページに関係資料といたしまして、東藻琴診療所の施設概要等を記載いたしてございます。以上、提案理由の御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号「指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第63号

- ◇議 長 日程第6 議案第63号「指定管理者の指定について」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
秋葉産業課参事。

◇産業課参事 議案書5ページでございます。

議案第63号 指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

「議案第63号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町女満別本通3丁目10番地 女満別地域振興会館
2指定管理者の名称等 大空町女満別本通3丁目2番7号 大空町商工会 会長
鈴木康悦 3指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月30日まで」。

本施設については、町民の地域的な連帯感を醸成するとともに、町民参加による特色ある産業文化の創造を促進することを目的に昭和58年12月に設置されたものでございます。

前指定期間において、大空町商工会が指定管理者として指定管理運営を行ってきたものでもございます。

現行の指定期間が平成27年3月31日で満了しますことから、9月12日開催第1回選定委員会において、現行指定管理者である大空町商工会の管理実績等を鑑み、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号により、公募によらない指名が適当であるとの意見を受け、大空町商工会を指定管理者候補として選定したものでございます。

10月10日に募集要項の配布を開始、10月15日付けで関係書類添付の上、申請書を受理いたしております。

11月7日、第2回選定委員会において、大空町商工会が継続して管理することが適当であるとの答申を経て、今回指定管理者候補として選定したものでございます。

今般、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料5ページに関係資料を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号「指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号

◇議 長 日程第7 議案第64号「財産の無償貸付について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書7ページをお開きください。

提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

「議案第64号 財産の無償貸付けについて 次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

この財産の無償貸付けについてですが、大空町医療計画では、医療法人社団双心会、女満別中央病院を基幹病院として位置づけし、町有財産を無償貸し付けすることとしております。現在、女満別中央病院の建物は、有限会社メディカが所有しており、医療法人社団双心会が借り受けて、地域医療の確保に努めていただいているところであります。

財産の無償貸付契約は、平成27年3月31日をもって10年間の契約期間が満了することから、再度建物所有者に対しまして、女満別中央病院の医療専用として限定した土地の無償貸し付けを行いたく、議決を得ようとするものでござい

ます。

記 1 無償貸付けの目的 大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地を無償貸し付けする。2 無償貸付けする土地の所在地、種別、数量につきましては、議案書 8 ページに別紙として土地の所在地、種別、数料を載せてございます。また、大空町議会定例会参考資料 7 ページをお開きいただきたいと思います。7 ページには、この町有財産無償貸付け予定土地位置図を載せてございます。①から④までの太線で囲っている部分でございます。申し訳ありませんが議案書 8 ページにお戻り願いたいと思います。8 ページ、別紙土地でございますが、網走郡大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 4 3 宅地 3 4 4. 2 1 m²、網走大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 4 5 の一部 宅地 1, 2 4 3. 7 1 m²、網走郡大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 5 0 宅地 2, 5 8 7. 2 2 m²、網走郡大空町女満別西 4 条 4 丁目 2 4 7 番 4 宅地 1, 5 7 7. 8 7 m²、地籍合計、4 筆で 5, 7 5 3. 0 1 m²となっております。

議案書 7 ページにお戻り願いたいと思います。3 無償貸付けの期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間でございます。4 無償貸付けの相手方 網走郡大空町女満別西 4 条 4 丁目 1 番 2 9 号 有限会社メディカ取締役 徳田浩子 5 無償貸付けの条件 使用貸借契約による。

以上提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 小島議員。

◇小島議員 私は、今回出された議案について、反対するものではありません。

ただし、これまでの経緯からいって、土地に関しては、順次、買い上げするという約束がありました。このことについてはどのように、現在話し合っておるか、そのことだけは確認のために聞いておきたいと思います。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 御質問がありましたので答えいたします。

土地の購入についてということでございますが、以前にそういう御答弁を差し上げておりまして、現在も双心会に対して、継続的にお話を持ちかけているところでございます。今年におきましても、1 1 月にもお話をさせていただいております。ただ、双心会の経営上のこともあり、また昨今の医療制度の改革の中で、

なかなか先を想定することが難しいというようなこともございまして、引き続き、無償貸付けとさせていただきたいという要望を受けているところから、今回につきましても、１０年間の無償貸し付けとしたところでございます。以上でございます。

◇議 長 ９番 小島議員。

◇小島議員 答弁で、ちょっとよくわかんないので、再確認をさせていただきたいんですよ。これは、有限会社メディカに対する貸し付けですよね。何で双心会と協議するんですか。

大事なことですから、いろんな影響があるから双心会とも協議をする必要ですけども、メディカと協議は１回もしていないのですか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 はい、お答えいたします。失礼しました。

双心会とも打ち合わせをさせていただいておりますが、メディカの関係者の方々ともお話をさせていただいた中で、こういう判断をしたところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第６４号「財産の無償貸付について」を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第６４号「財産の無償貸付について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 6 5 号

◇議 長 日程第 8 議案第 6 5 号「大空町税条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 「議案第 6 5 号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 1 1 ページをお開きください。こちらにつきましては改正条文となっております。今回の改正は、地方税法の一部改正をする法律の施行によりまして、関連する改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議会参考資料の 9 ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表で御説明を申し上げます。参考資料 9 ページ目でございます。大空町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。改正後の条例につきましては、軽自動車税の税率につきまして、第 8 2 条の欄、(1) 原動機付自転車、ウの欄でございます。2 輪のもので、総排気量が 0 . 0 9 リットルを超えるもの又は定格出力が 0 . 8 キロワットを超えるものにつきまして年額につきまして、2 , 0 0 0 円から 2 , 4 0 0 円へと引き上げるものでございます。

附則について、この条例につきましては、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、改正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 6 5 号「大空町税条例の一部を改正する条例制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号「大空町税条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 6 6 号

◇議 長 日程第 9 議案第 6 6 号「子ども・子育て支援制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 「議案第 6 6 号 子ども・子育て支援制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日提出 大空町長 山下英二」。

改正内容の説明を申し上げますので、議案、議会定例会参考資料 1 1 ページの新旧対照表を御覧願います。平成 2 7 年 4 月に本格施行予定しております、子ども・子育て支援制度の基となる子ども・子育て関連 3 法のうち、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以降この法律につきましては、子ども子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法として説明させていただきます。

改正する条例につきましては、大空町立預かり保育所条例、大空町立へき地保育所条例、大空町広域入所における保育に関する条例の 3 条例でございます。

まず第 1 条、大空町立預かり保育所条例の一部改正でございます。第 3 条中の「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改正するものでございます。子ども・子育て援法等の施行に伴う関係法律整備法により、児童福祉法の第 2 4 条第 1 項において、「保育に欠ける」という表現が、「保育を必要とする」という表現に改められたことにより、文言を整理するものでございます。

これまで保育に欠けることが、保育所への入所要件でありましたが、子ども・子育て支援制度においては、保育に欠ける欠けないに関わらず、幼児教育や保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づき、客観的な基準に基づき、保育の必要性の有無やその必要な量を認定する仕組みとなり、大空町の関係する例規につきましても併せて整備するものでございます。

続きまして、同じく 1 1 ページ、第 2 条、大空町立へき地保育所条例の一部改正でございます。第 4 条第 1 項の「へき地保育所に入所できる者は、次の各号に

掲げる保育に欠ける保育児童とする」を「へき地保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定を受けた、次の各号に掲げる保育を必要とする保育児童とする」に改正するものでございます。

へき地保育所入所対象者につきましては、これまでは保育に欠ける保育児童が対象となっておりましたが、子ども・子育て支援制度の施行に伴い、保育を必要とする事由がこれまでよりも拡大されたことから、へき地保育所においても、新制度に準じた取り扱いを行うこととするためのものであり、保育の必要性の認定を受けた方が入所対象となるものでございます。

続きまして、第9条中、基準を認定区分に改正するものでございます。料金の区分を子ども・子育て支援新制度に合わせて整理するものでございます。

また、11ページから12ページの別表につきましてもあわせて改正するものでございます。改正前では、徴収基準が通常保育と延長保育に分かれており、3歳未満児と3歳以上児の区分により、それぞれの料金を設定しておりましたが、改正後は、新制度の保育の必要度の区分であります保育標準時間と保育短時間の2区分とし、3歳未満児と3歳以上児の区分で料金を設定するものでございます。

保育標準時間は、改正前の通常保育と延長保育を合わせた時間帯で月曜日から金曜日につきましては、午前8時から午後6時まで、土曜日につきましては、午前8時から正午までとし、料金につきましては、改正前の通常保育と延長保育を合わせた額とし、3歳未満児は、1人月額1万3,500円、3歳以上児は、1人月額9,000円とするものでございます。

また、保育短時間は、改正前の通常保育と同じ時間帯で、月曜日から金曜日につきましては、午前8時から午後4時まで、土曜日につきましては、午前8時から正午までとし、料金につきましては、改正前の通常保育と同じ額で3歳未満児は1人月額9,000円、3歳以上児は1人月額6,000円とするものでございます。

続きまして、12ページ下段からの第3条大空町広域入所における保育に関する条例の一部改正でございます。

第2条の広域入所における保育基準を改正するものでございます。

改正前につきましては、労働、妊娠、出産、疾病に罹っていることや介護、災害復旧などが保育に欠ける要件としておりました。新制度においてはさらに、企業含む求職活動、学校等に在学していること、職業訓練を受けていることなどにつきまして、保育が必要とする事由が拡大されたことから、広域入所の保育基準を新基準に改めるものでございます。

第1号は、労働に関する規定であります。新制度での国の基準が就労時間の下限を1月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めるとされたことから1月当たり48時間以上の労働に従事していることに改正してまいります。

第2号では、妊娠中または出産後間がないこと、第3号では、疾病負傷または精神もしくは身体に障害を有していること、第4号では、介護、看護をしていること、第5号では、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること、また新たに第6号では、企業含む求職活動をしていること、第7号では、学校等へ在学していること、第8号では職業訓練等を受けていること、第9号では児童虐待のおそれがあると認められること、第10号では配偶者からの暴力により保育を行うことは困難であると認められること、第11号では育児休業中引き続き保育所等を利用することが必要であること、と規定しております。

14ページの附則でございます。

第1項の施行期日につきましては、第1条の大空町立預かり保育所条例の一部改正の規定は、子ども・子育て支援制度等の施行に伴う関係法律整備法の施行日から第2条の大空町立へき地保育所条例の一部改正及び第3条の大空町広域入所における保育に関する条例の一部改正の規定は、子ども・子育て支援法の施行日からとなっており、いずれも現在のところ平成27年4月1日となる予定であります。

また、第2項の経過措置でございますが、第3条の規定による広域入所の保育基準につきましては、この条例の施行後に保育を受ける児童を対象とするものとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号「子ども・子育て支援制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「子ども・子育て支援制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第67号

◇議 長 日程第10 議案第67号「大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 19ページをお開きください。

「議案第67号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

議案書21ページから45ページが条例文でございます。新設条例であります。読み上げを省略させていただき条例の概要を説明させていただきます。

議案定例会参考資料15ページをお開き願います。議案第67号関係、条例制定の概要についてでございますが、1の条例制定の趣旨ですが、国では、人口減少社会の到来と更なる少子化の進行、解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められ、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援制度の平成27年4月1日施行を目指しております。

新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが、教育、保育を受けた場合に、給付費、財政支援となりますが、給付費を受けることができます。これに伴い、特定教育、保育施設設置者や、特定地域型保育事業者は、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされ、国は市町村の条例を定めるに当たり、従うべき基準、または参酌すべき基準を定めました。そのことから、本条例を制定するものでございます。

2の確認制度の概要ですが、教育、保育施設設置者や地域型保育事業事業者は、学校教育法、児童福祉法による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受ける必要があります。認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、施設・事業の類型に従い、子ども・子育て支援事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象を確認し、給付費を支払うこととなります。

ここで「認可」は、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか否か、「確認」は、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施

設・事業者として適格か否か、なお新制度移行に際しまして、現に幼稚園の認可を有する施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなすこととなっておりますので、本町の幼稚園は、これに該当することとなります。

16 ページをお開きください。上段の表は、新制度で給付となるための「認可」「確認」、給付の種別を表わしたものですので、参考としていただきたいと思います。

3 の条例制定にあたっての法令上の制約ですが、国が定める、従うべき基準とは、国が定めた基準と異なる内容を定めることは認められません。

その従うべき基準として、1 つは利用定員、2 つ目、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持、3 点目、小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの、であります。

また、参酌すべき基準とは、国が定めた基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されております。

ここでは、それ以外の事項とありますが、ここは先ほど説明しました3点の上記の従うべき基準以外が参酌すべき基準となります。

4 番、整備する条例の考え方ですが、運営基準におきまして、国が定める基準によりますと、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しておりますが、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、国の基準どおりとして条例を制定するところであります。

17 ページでございます。この条例の概要ですが、17 から20 ページにわたりますけれども、条例の内容につきましては、子ども・子育て支援新制度において定められた特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を参酌し、定めております。

第1章は総則で、第1条から第3条までは、条例の趣旨、用語の定義、環境の確保、人格の尊重、人権の擁護、虐待防止などの一般原則を規定しております。

第2章は、17 から19 ページになりますが、第4条から第36条までになりまして、特定教育保育施設につきまして、定めております。

第3章につきましては、19 ページから20 ページまでの第37条から第52条まで特定地域型保育事業につきまして、それぞれの運営に関する基準を定めており、その内容は、利用定員の基準、運営内容及び受給資格等の確認、心身の把握、利用負担額の受領、相談及び援助、緊急時の対応、施設運営規程、職員勤務体制、虐待禁止、秘密の保持、情報提供、苦情解決、事故防止と発生の対応など、その他特定教育施設の特別利用に関する基準を規定しております。

附則の概要ですが、施行日は附則第1条で法の施行日と規定しております。子ども・子育て支援法は、平成24年8月に成立しており、国では子ども・子育て支援制度は、今のところ予定どおり平成27年4月1日より実施する方針となっ

ているため、法の施行日も同時となる見込みであります。

施行期日以外の附則につきましては、大変申しわけありません、議案書の44ページから45ページに載せてあるとおりでございまして、その概要としまして附則第2条につきましては、特定保育所に関する特例の読み替え規定、附則第3条から5条につきましては、給付費、小規模保育事業C型の利用定員、連携施設の確保に関する経過規定について規定しております。

この条例は、あくまでも国が定める基準に対しまして、従うべき基準、参酌すべき基準に分けられまして、参酌すべき基準以外は、国の基準と同じとすることとなっております。

初めに説明したとおり、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例を制定することが妥当と判断したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第68号

◇議 長 日程第11 議案第68号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 47ページをお開き願います。

「議案第68号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

議案書49ページから70ページまでが条例文でございます。新設条例であります。先ほどの議案第67号と同様、読み上げを省略させていただき、条例の概要説明させていただきますので、定例会参考資料21ページをお開き願います。

参考資料21ページの議案第68号関係でございますが、この条例の概要につきまして、1条例制定の趣旨でございますけれども、前半部分につきましては、先ほどの議案第67号で説明しましたので、割愛させていただきます。

いずれにしても子ども・子育て支援制度につきましては、平成27年4月1日を施行として目指しているところでございます。

この新制度では、定員を5名以下とする家庭的保育事業、6名から19名とする小規模保育事業所、保育が必要なものの家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものみへ開放して保育を行う事業所内保育事業、これら家庭的保育事業等の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

これに伴い、家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例による家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営に関する基準を満たす必要があるとされ、国は市町村の条例を定めるにあたり、従うべき基準、または参酌すべき基準を定めたことから、本条例の制定をするものでございます。

2の家庭的保育事業等の概要ですが、新制度におきまして、児童福祉法に基づく市町村の認可事業として新たに位置付けられ、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、次の表のとおり、4つの類型に区分されますので、御参照願います。

22 ページをお開き願いたいと思います。前ページの4 種類の区分ごとの事業内容及び定員数を簡単に説明しておりますので、御参照いただきたいと思います。

3 新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」でございますが、新制度による施設型給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による認可と子ども・子育て支援法による確認の両方を受けることが必要となります。認可と確認の内容につきましては、先ほど説明しました議案67号と同様ですので、説明を割愛させていただきます。

23 ページをお開きください。4 番目の条例制定にあたっての法令上の制約ですが、これも議案第67号と同様ですので、説明を割愛させていただきますが、従うべき基準としては、職員の資格と人数、2 つ目に乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものが従うべき基準として定め、それ以外のものは、参酌すべき基準として規定することとなりますので、よろしくお願いいたします。

5 番目の整備する条例の考え方ですが、これも議案第67号と同様、国の基準どおりとして、条例を制定したいと考えているところでございます。

6 番、条例の概要でございますが、23 ページから25 ページに概要を掲載しております。条例の内容につきましては、子ども・子育て支援制度において、新たに定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌し定めているところであります。

第1 章は総則で、第1 条から第21 条までに条例の趣旨、用語の定義、最低基準の目的、人格の尊重、人権擁護などの一般原則、そのほか認定幼稚園、保育園との連携、職員の一般的要件、虐待等の禁止、衛生管理、食事の提供、事業者等の内部運営規定、秘密保持、苦情解決を規定してございます。

第2 章以下の第22 条から48 条につきましては、先に2 で条例制定の趣旨で説明しました家庭的保育事業等の4 つの類型ごとに、職員の資格条件及び職員数、施設の設備基準としての調理設備、居室等、屋外遊戯等、防火基準等、保育時間について、参考資料25 ページから26 ページに各事業の類型別の認可基準比較表を掲載させていただいておりますので、御参照願いたいと思います。

7 番目の附則の概要でございますが、施行期日は、附則第1 条において子ども・子育て支援法を及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日としております。施行期日につきましては、議案第67号で説明したとおり、4 月1 日の予定しているものでございます。

施行期日以外の附則につきましては、議案書69 ページから70 ページに掲載しておりますので、見ていただきたいと思います。概要につきましては、附則第2 条から第5 条につきましては、食事の提供、計画期間から5 年間提供しなく

てもいいという関係、それから連携施設、職員、保育従事者、小規模保育事業C型の利用定員に関するものの経過措置について、規定しているところでございます。

この条例も第67号と同じ様に、国が定める基準に対して、異なる内容を定める本町において特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例を制定することが妥当と判断したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第69号

◇議 長 日程第12 議案第69号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 71ページをお開き願います。

「議案第69号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

議案書73ページから79ページに、条例文を掲載してございます。議案第67、68と同様、新設条例であります、読み上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきますので、定例会参考資料27ページをお開き願います。

議案第69号関係の条例の概要でございます。

1番の条例制定の趣旨でございます。前段部分につきましては議案第67、68で説明したのと同じでございますので、割愛させていただきますが、あくまでも子ども・子育て支援制度は、27年4月1日施行を目指しているというところでございます。新制度におきまして、小学校6年生までの、事業対象範囲であるということを明確化したところであります。

市町村は地域における子ども・子育て支援の質の向上を図るため、職員の資格や人数等の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めなければならないこととされました。放課後等児童健全育成事業を行うには、市町村の条例を遵守する必要がある、国は市町村の条例を定めるに当たり従うべき基準、参酌すべき基準を定めたことから、本条例を制定するものであります。

2番の条例で定める基準ですが、就労等により留守家庭となる児童と保護者が、安心して利用できる放課後の居場所としてふさわしい環境を整備するための基準となるもので、その基準は1 従事する者、2 職員室数、3 児童の集団の規模 4 施設設備 5 開所日数、開所時間などを規定するものでございます。

3番の条例に当たっての法令上の制約でございますが、議案第67、68号と同様ですので、説明を割愛させていただきますが、その従うべき基準となるものは従事する者、人数等でございます、それ以外のものにつきましては、参酌すべき基準となっております。

28ページをお開き願います。整備する条例の考え方でございますが、同じように議案67、68号と同様ですので、割愛させていただきますが、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおり条例を制定したいと考えております。

5番 条例の概要でございます。28ページ29ページになりますが、条例の内容は、子ども・子育て支援新制度において、新たに定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌し定めております。

第1条は条例の趣旨、2条は用語の定義、第3条は最低基準の目的等、第4条から第6条につきましては、最低基準と放課後児童健全育成事業者の設備と運営、運営、人格の尊重、人権の擁護など一般原則等を定めております。

第7条から第10条は職員の一般的要件と知識技能の向上、施設の設備基準と

職員数を定めており、第 11 条、第 12 条は利用者の平等、虐待の禁止、第 13 条から第 17 条は衛生管理、事業者等の内部運営規程、秘密保持、苦情の対応を第 18 条から第 21 条は、開所時間及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応等を規定してございます。

附則の概要でございますが、施行期日は、附則第 1 条において、子ども・子育て支援部及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備に関する法律の施行日としておりまして、議案第 67、68 条で説明したとおり、平成 27 年 4 月 1 日より実施する見込みとなっております。

施行日以外の附則につきましては、議案 79 ページに掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。その概要につきまして、附則第 2 条では、職員の資格に関する経過措置について規定しております。

この条例につきましても、国が定める基準に対して、本町の実情に国の基準と異なる内容定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例を制定すべきと判断したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 69 号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 70 号

◇議 長 日程第 13 議案第 70 号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 81 ページをお開き願います。

「議案第 70 号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 16 日提出 大空町長 山下英二」。

83 ページに改正条文を載せてございます。また、議会定例会参考資料 31 ページに改正する条例の概要、32 ページに新旧対照表を掲載させていただいております。改正内容の説明に当たりましては、31 ページの概要により説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるもので、その理由は、全国の平均的な出産費用が増加していることから、実質的な負担を軽減するために改正するものでございます。

関係条文、条例第 4 条第 1 項出産一時金につきまして、現行、39 万円から 1 万 4,000 円増の 40 万 4,000 円に引き上げるものです。

附則第 1 項の施行日につきましては、平成 27 年 1 月 1 日からとし、附則第 2 項経過措置として、改正後の規定は、施行日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による、としたところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 70 号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 71 号

◇議 長 日程第 14 議案第 71 号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 それでは、提出議案書の 85 ページをお開きください。

「議案第 71 号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 16 日提出 大空町 長山下英二」。

今回の大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業における課題について、平成 25 年度から給排水経営審議会において御審議をいただいておりますが、本年 6 月に答申を受けたところでございます。

水道料金の改定、女満別地区で適用されている用途区分を東藻琴地区と同様とする変更、合併以来、外税方式と内税方式でありました水道料金について、外税方式に統一するという改訂内容でございます。

改正条文につきましては、議案書の 87 から 88 ページのとおりとなっておりますが、改正の御説明につきましては、参考資料に基づきまして、御説明申し上げたいと思っておりますので、参考資料 33 ページをお開きください。

第 18 条の改正でございますけれども、第 18 条につきましては、女満別地区の用途区分を一般とのみとすることによる改正でございます。第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号、第 5 号を第 2 号、第 3 号とするものであります。

第 26 条の改正につきましては、町が水量と用途区分を認定できる規定でございますけれども、用途区分を 1 区分としたことによるより、表題及び本文中の用途区分の認定に係る表現を削除し、第 2 号を削除し、第 5 号中の用途認定に係る表現を削除し、第 1 号から第 5 号を第 1 号から第 4 号とするものであります。

第 27 条第 2 項につきましては、月の途中で用途区分変更があった場合の規

定でございますので、全部を削除いたします。

別表第1につきましては、女満別地区における用途基本料金、超過料金等の表となっております。

参考資料の34ページをお開きください。

今回の改正で用途区分を一般のみとし、基本水量及び超過水量について、6.25%増額した税込み単価としており、一般では基本料金8立方メートル当たりで1,382円を1,468円、超過料金の1立方メートル当たり172円を183円とするものであります。

参考資料35ページをお開きください。

別表第2につきましては、東藻琴地区における用途基本料金、超過料金等の表となっております。

基本水量及び超過水量につきましては、6.25%増額となった税込み単価等としており、基本料金8立方メートル当たり1,069円を1,123円、超過料金の1立方メートル当たり133円から140円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行することとし、平成27年4月使用分から新しい料金のいただくとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、4月、5月に賦課する水道料金につきましては、2月、3月の使用料の実績となりますことから、5月分までにいただく水道料金につきましては、旧料金とし、6月からいただく水道料金につきましては、新しい料金を適用するものでございます。

この水道料金の改定につきましては、11月17日から12月1日まで、女満別地区7会場、東藻琴地区9会場、計16回、町民の方への説明会を開催し、料金改訂について御説明をしてきたところでございます。

平成31年度以降に予定されております公営事業会計の導入、老朽管の更新、民地布設解消等の事業を実施するための財源とし、将来に向けて水道事業の経営を安定させること。

また、安定的に水を供給するというようなことを御説明して御理解を得たと考えております。

なお、料金改訂以外で多かった御意見といたしまして、女満別地区では、女満別地区と東藻琴地区の料金統一、新しい水源の確保、滞納の整理、民地敷設の解消等についての意見要望が出されております。

また東藻琴地区におきましては、酪農家で大量に使用しているところについて、割引制度等の検討を願うというような御意見があったところでございます。

本年、町では水道管路のデータ化をしております。そのデータが完成しましたら、老朽化の更新、配水地の増設等について、計画的に行う整備計画を策定する

予定としております。

また水源地基礎調査も本年行っておりますけれども、休止している水源の活用、新しい水源の開発、ダム水の多目的利用、網走市水源の利活用等について基礎調査を実施しているところでございます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 7 1 号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 7 2 号

◇議 長 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算第 (1 0 号) を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 本議案書の 8 9 ページをお開き願います。

「議案第 7 2 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算 (第 1 0 号)

平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算第 (1 0 号) は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,

059万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,096万1,000円とする。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条地方債の追加は、第3表地方債補正による。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

91ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

13款 使用料及び手数料に29万7,000円を追加、14款 国庫支出金から810万円を減額、15款道支出金に1,349万円を追加、16款 財産収入に365万7,000円を追加、17款 寄附金に83万円を追加、18款 繰入金に5,351万2,000円を追加、20款 諸収入に31万3,000円を追加、21款 町債に660万円を追加、歳入合計は7,059万9,000円を追加し、80億6,096万1,000円とするものです。

92ページをお開き願います。歳出です。

1款 議会費に26万円を追加、2款 総務費に251万9,000円を追加、3款 民生費に1,907万7,000円を追加、4款 衛生費に61万7,000円を追加、6款 農林水産業費に3,908万7,000円を追加、7款 商工費に45万円を追加、8款 土木費に709万7,000円を追加、10款 教育費に149万2,000円を追加、歳出合計は7,059万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

93ページをお開き願います。第2項 債務負担行為補正、1追加です。

高齢者等の移動支援事業として、期間は平成27年度、限度額は286万円を設定しようとするものです。

市街地から遠方に居住し、移動手段の確保が困難な高齢者や障がいのある方で、買い物や通院などの日常生活における支援とタクシーを利用する場合の負担軽減を図るもので、今回ニーズを把握するための外出支援タクシーの試験運行を実施するものです。

事業の内容につきましては、居住地と市街地までのタクシーを利用する際に、利用者が負担する料金のうち5,000円を限度として初乗り運賃を超える運賃を町が委託料として負担するものです。試験期間は平成27年2月から6月までの5カ月間実施するため、27年度の期間分について債務負担行為を設定するものです。

94ページをお開き願います。第3表地方債補正、1追加です。

農業研修生等受入施設整備事業債は、高齢化や担い手不足などにより、町外から研修生や実習生の受け入れを希望する農家が増えていますが、受け入れるための施設が不足していることから、研修生等の施設を整備するための実施設計に要

する経費について、限度額660万円を追加するものであります。起債につきましては、合併特例債を予定しているところであります。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明を行いますので、102ページ、103ページをお開き願います。

1款1項1目 議会運営費の14節 議事録作成支援システム使用料に26万円を追加しております。議事録作成支援システムにつきましては、会議等で録音した音声データを編集ソフトにより議事録や顛末を作成することができるもので、議事録作成に要する事務の効率化を図るため、使用するものであります。

2款1項2目 職員厚生一般事務費の4節 非常勤職員公務災害補償負担金に3万7,000円を追加しております。各種委員会等の非常勤特別職に係る公務災害補償に係る負担金で、委員の改正等により変更が多かったことから、30人分について負担金を追加するものであります。

同じく6目 公有財産管理費の11節 修繕料に72万8,000円を追加しています。女満別地区東陽にあります職員住宅で、建設当時から長期的に入居していた職員の退去に伴いまして、住居の壁、床等の修繕を要するため増額するものであります。

同じく7目 生活路線バス運行維持対策補助金の19節に69万9,000円を追加しています。利用客の減少に伴いまして、網走バス株式会社が運行しています美幌線で32万2,000円、女満別空港線で31万7,000円を増額するものです。また、網走観光交通株式会社が運行しています網走線につきましては、消費税3%アップ分の6万円が国の補助対象経費として認められましたことから増額となるもので、合わせて69万9,000円の追加となります。

同じく住替え促進事業では、8節 住替え促進奨励金に6万円、19節 住替え促進助成金に99万5,000円を追加しています。空き家物件の登録売買改修等の実績及びこれからの申請が増える見込みのため増額するものであります。

3款1項1目 社会福祉事務費の4節 臨時職員雇用保険料に6,000円、臨時職員社会保険料に6万円、7節 臨時職員賃金に40万4,000円を追加しております。

これから暖房費用の助成に係る冬季生活支援事業や高齢者等移動支援事業における利用者の登録、軽度生活援助事業における除雪サービス事業等の受け付け事務に対応するため、3カ月間、臨時職員を雇用しようとするものであります。

同じく、国民健康保険事業特別会計繰出金で28節の繰出金に140万円を追加しています。出産一時金の増額に伴うものであります。

同じく、高齢者と移動支援事業は、第2表の債務負担行為補正で説明しました内容のとおりであります。

11節 消耗品は、利用者の登録証の作成に必要な台紙等の購入に1万9,000円、印刷製本費は、タクシー利用券の印刷に10万4,000円、13節 外出支援タクシー試験運行業務委託料は、5,000円を限度とする初乗り運賃を超える運賃分を町が負担するための委託料として177万円を追加するものがあります。

同じく、冬季生活支援事業の12節 郵便料に4万4,000円、105ページになりますが、20節 冬季生活支援給付費に525万円を追加しています。暖房用燃料などの価格が高騰しているため、町民税が非課税の高齢者世帯等に暖房費用などの一部を助成し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ろうとするものであります。

同じく2目 老人福祉費、福祉バス運行事業の11節 修繕料に、23万8,000円を追加しています。経年劣化により排気ブレーキとマフラーの修繕が必要となったためであります。

同じく緊急通報システム設置事業の12節 電話架設料に26万3,000円を追加しています。緊急通報システムの設置、撤去の件数が多く、今後も設置等が見込まれることから、増額をするものであります。

同じく、後期高齢者医療給付費の19節 後期高齢者医療給付費負担金に347万9,000円を追加しています。平成25年度療養給付費負担金の額の確定により追加となるものであります。

同じく、介護基盤整備等特別対策事業補助金の19節に90万円を追加しています。町内の民間事業者が整備します認知症高齢者グループホームの建設に支援するもので、国の補助金が810万円減額となりましたが、北海道の補助金が900万円増額となったことから、差し引き90万円を増額するものであります。

同じく4目 女満別老人福祉センター管理運営費の11節 修繕料に10万円を追加しています。足湯へ配管しております温泉水の漏水を修繕するものであります。

同じく6目 ひとり親家庭等医療費助成事業の13節 医療費審査支払い委託料に1万6,000円、20節 医療費扶助に75万8,000円を追加しています。医療費の助成件数の増加が見込まれることから増額するものであります。

同じく2項1目 子ども・子育て支援事業の13節 子ども・子育てシステム構築業務委託料に426万6,000円を追加しています。就学前の子どもの保育の必要性を認定する業務や保育料の納付書作成業務等を行うもので、新たに始まります制度の事務の適正化、効率化を図るため、導入するものであります。

4款1項3目 公衆便所管理事業の11節 光熱水費に4万4,000円を追加しています。電気料金の値上げに対応するため増額するものであります。

同じく簡易水道事業特別会計繰出金、28節 繰出金に57万3,000円を

追加しております。水道施設における電気料金の値上げに対応するため、一般会計から繰り出すものであります。

6款1項1目 農業委員報酬の1節 農業委員会委員報酬に11万3,000円を追加しています。先ほど農業委員会委員の推薦決定のありました委員2名に係わる報酬で、退任となられました委員の報酬がありますので、不足分について増額するものであります。

同じく、農業委員会事務費の11節 消耗品に8,000円を追加しております。新任委員に係ります消耗品を購入するため増額するものであります。

106ページ、107ページをお開き願います。

同じく3目 農業研修生等受入施設整備事業の13節 施設建設実施設計委託料に700万円を追加しています。農業研修生等受入施設整備事業につきましては、第3表地方債補正で説明した内容のとおりであります。このたび実施設計に要する経費について追加するものであります。

同じく4目 東藻琴乳酪館管理費の13節 委託料に64万3,000円を追加しています。電気料金の値上げに伴い、対応するため増額するものであります。

同じく5目 農業農村多面的機能支払交付金事業の4節 臨時職員雇用保険料に4,000円、臨時職員社会保険料に3万5,000円、7節 臨時職員賃金に23万7,000円を追加しております。新規地区17地区の調書類作成等の事務に対応するため、臨時職員を2カ月間雇用しようとするものであります。

19節 農業農村多面的機能支払交付金に3,104万7,000円を追加しています。新規地区で取り組みます農地や水路、農道の維持管理、補修等の事業に係ります町の負担分で、事業費の25%を追加するものであります。

7款1項2目 メルヘン観光交流センター管理運営費の11節 光熱水費に45万円を追加しています。空き店舗にテナントが1店舗入ったことにより、34万6,000円、電気料金の値上げに伴い対応するため、10万4,000円を増額するものであります。

8款1項2目 外灯管理費の11節 光熱水費に150万円を追加しています。電気料金の値上げに伴い、対応するため増額するものであります。

同じく2項2目 町道維持補修事業の11節 修繕料に490万円、12節 自動車保険料に3万9,000円、自動車点検料に16万1,000円、27節 自動車重量税に12万6,000円を追加しています。東藻琴地区の散水車が老朽化していることから、今年度更新しました消防車を散水車として改造し使用するため、修繕し登録するために必要な経費を増額するものであります。

同じく、4項1目 下水道事業特別会計繰出金、28節 繰出金に37万1,000円を追加しております。下水道施設における電気料金の値上げに対応するため、一般会計から繰り出すものであります。

10款4項1目 東藻琴高等学校管理費の、109ページをお開き願います。
11節 光熱水費22万3,000円を追加しています。電気料金の値上げに伴い、対応するため増額するものであります。

同じく、東藻琴高等学校寄宿舎管理費の11節 光熱水費に17万4,000円を追加しています。電気料金の値上げに伴い、対応するため増額するものであります。

同じく、5項1目 女満別幼稚園管理費の4節 嘱託教員雇用保険料に1万8,000円、嘱託教員社会保険料に8万5,000円、嘱託教諭賃金に39万3,000円を追加しています。職員の産前産後休暇の取得に伴い、現在、副担任の嘱託教諭を担任とするため、賃金単価が上がるため増額するものであります。

同じく7項2目 体育施設一般管理費の18節 管理備品59万9,000円を追加しています。冬季間すば一く東藻琴や、多目的運動広場の外周を除雪していますが、除雪機が故障し、修理不能となったため、新たに除雪機を購入するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、98ページ、99ページをお開き願います。

13款1項5目1節 メルヘン観光交流センターテナント等電気料に29万7,000円を追加しています。空き店舗にテナントが移転して入ったことにより、増額するものであります。

14款2項1目4節 地域介護・福祉空間整備交付金から810万円を減額しています。介護基盤緊急整備等特別対策事業の整備に係る国の補助金が道補助金へ振りかえられたため減額となるものであります。

15款2項2目1節 冬季生活支援事業補助金に75万円を追加しています。暖房費用の助成を行う冬期生活支援事業に係る北海道からの補助金であります。

同じく2節 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金に900万円を追加しています。介護基盤緊急整備等特別対策事業の整備分に関わる国の補助金が道補助金へ振替えられたことと基準額の変更により90万円が増額となるため、追加しているものであります。

同じく4節 子育て支援対策事業費交付金に350万円を追加しています。子ども・子育て支援事業で子ども・子育てシステム構築業務に関わります北海道の補助金であります。

同じく4目1節 農業農村多面的機能支払推進交付金に24万円を追加しております。農業農村多面的機能支払交付金事業の事務に対する北海道の補助金であります。

16款2項2目1節 不用物品売払に365万7,000円を追加しております。更新による除雪トラック等5台の作業車両の売り払い分であります。

１７款１項１目１節 一般寄附金に８３万円を追加しております。ふるさと応援寄附金として、個人で５人の方からの御寄附であります。

１８款１項１目１節 地域福祉基金繰入金に１８９万３，０００円を追加しています。高齢者等移動支援事業に係る費用に充てるため繰り入れを行うものであります。

同じく３目１節 財政調整基金繰入金、５，１６１万９，０００円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

２０款４項６目１節 ひとり親家庭等医療費返納金に３１万１，０００円を追加しています。町が助成する医療費に対する保険者の負担分が見込みより増額となるため追加するものであります。

同じく７目１節 臨時職員等雇用保険料納付金に２，０００円を追加しています。今回歳出で補正いたします臨時職員雇用保険料の増額分にかかります本人負担分を歳入として追加するものであります。

１００ページ１０１ページをお開き願います。

２１款の町債でございます。第３表地方債補正で説明したとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 平成２６年度大空町一般会計補正予補正予算（第１０号）議案の説明が終了しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後１時とします。

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１０ 議案第７２号の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、品田好博議員。

◇品田議員 １０３ページ、高齢者等の移動支援事業冬季生活支援事業について、お尋ねしたい。分からない部分を教えていただきたいと思います。

高齢者等支援事業につきましては、２月から６月までの試験運行ということでありますけれども、従来の福祉タクシーとの関係をちょっと少し聞きたいなど、

どういう風になるのか、2月から6月末ですから、福祉タクシーと同時に使われることになるだろうし、来年、福祉タクシーが続行されれば、どういうふうな考え方になるのかちょっとお聞きをしたいと思います。

冬季生活支援事業については、これはもう常に灯油高という時代がきまして、福祉灯油事業という形でやっておられたというふうに考えておるわけですが、冬季生活支援事業というふうな名称になりました内容といえますか、そこら辺のこと、要綱を見てもそんなに変わってないと思うわけですが、商品券が灯油券になったなというぐらいなことでございますけれども、その辺の説明をいただきたいと思います。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 品田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の福祉タクシーとの関係ということでございますが、今回試験事業運行するに当たりまして、福祉タクシーは今ある制度はそのまま残していくという考えでございまして、試験期間、2月からは来年の6月までの5カ月間ですが、両方のタクシー、もしくは福祉タクシー、もしくは高齢者外出支援タクシーを両方併用で使えると、この期間に限っては併用で使えるということで、現在、進めていきたいというふうに思っておりますので、福祉タクシーも来年度以降も続けていくという考えでございます。

あと冬季生活支援事業ということで、名称の変更というようなことの理由ということでございましたけれども、今回、冬季間の生活に欠かすことができない灯油暖房の価格が高騰していると、それと、新聞等で報道がありましたように、北電の電気料の値上げに伴って、やはり冬季間の暖房には、石油ストーブもやはり電気を使うとか、もしくは、オール電化、もしくは一部の電気製品を使っているというようなこともありまして、その経済的負担軽減を図っていきたいということから灯油だけではないという観点からですね、冬期生活という形の名前を変えさせていただきます。以上でございます。

◇議 長 5番 品田好博議員。

◇品田議員 適切な御答弁をいただきました。

高齢者等の移動については、両方を兼ねていくということでございますけども、5,000円のほか、初期運賃を除いたものがということですね、そうすると福祉タクシー券を使ってその券を使えば、ただと、そういうように考えてよろしいですね、理解していいですね。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 あくまでも試験期間中ということで、私どもの方としても、今はもうすでに福祉タクシー券を配ってございますので、これを今さら使えませんということとはできませんので、この期間については、併用を認めるざるを得ないという判断に立っているところでございます。

◇議 長 5番 品田好博議員。

◇品田議員 分かりました。大変喜ばれると思いますけれども、実際にやりますと、どのぐらいの実績になりましてね、予算的にどうなるということにあると思いますけど、大変喜ばれると思います。それで全体ですね、高齢者の外出支援をカバー出来るかというのを頭を傾げる点も私はあるかと思っておりますけども、着実に試行運転をし、喜ばれるといいと思っております。

次に冬季生活支援事業、これについて御説明いただきまして、この話は、前段の福祉灯油についても、薪もあるし、電気もあるし、ペレット何でもあるというふうな話を随分されたと思っておりますけれども、ここへきて、そういう面で決着が付いたなというふうな感じをしております。これまた喜ばれることになろうかと思っております。高橋知事ですね、北電の値上げについては、頭を悩まして、補助の上限を上げてましてですね、今回うちは75万円、去年50万円、75万円の形で、それで増幅していますので、もらえる方々は大変喜ばれると思います。一つ硬直した状況で、常に続けていくというのは大変だろうと思っておりますけども、これももう何年も話したと思っておりますけれども、ある町では、北海道においては、全ての住民に冬季支援として出している町もあるそうでありましてね、寒いには差別がない、金の有るなしは関係ない、というふうなものもまた設けておかなければ、全てがそういう対象なれば、不公平感というのが、ややもすれば頭をもたげてくるんじゃないかというふうな気がしておりますけども、その辺いかがですか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 対象者を絞ったというようなことでございますが、私どもとしましてはやはり、この灯油の高騰、また電気料の高騰等で影響が1番深刻となるものは、どこなのかというような観点から、やはり、高齢者世帯等ということで、その他障がい者の方々、ひとり親の方々、やはり1番影響があるものをまずということからですね、支援の対象を限らせていただいていたということで御理解いただ

きたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

6 番 松田信行議員。

◇松田議員 確認の意味も含めて質問させていただきたいと思います。

農業研修生等受入整備事業ですけれども、今、農業状態、その担い手も含めてみんな四苦八苦しているんですけども、今回山園地区に建設ということで設計予算を組まれたのですけども、今受け入れている実習生、研修生は何軒の方がこの実習生、研修生を受け入れているのか。

山園地区においてもそう、山園地区以外の方についても、何人いるのか教えていただきたいのと、この研修生、実習生は、これは期限が限定されているのか、私はわからないんですけども、そこら辺はどうなってるかちょっとお伺いしたいと思います。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

まず東藻琴地区におけます実習生研修生の状況でございます。今現在ですね、東藻琴地区全体でいきますと、実習生等につきましては、酪農家がほとんどでございます。長期の研修生、実習生ということでは酪農家がほとんどですが、耕種農家については、1週間前後の短期研修生のみということで、長期はいない状況になっております。

それですね、何軒かということなんですが、酪農家がほとんどですが、今現在、東藻琴に酪農家27戸ございます。そのうちですね、山園地区が16戸ということでございますが、実習生につきましては、山園地区で14名、山園地区以外で11名ということで、計25名の方が実習生として受け入れをしている状況でございます。

実習生の期間についてですけれども、現時点ではですね、長期ということで、特に期限を決めているというものでございませぬ。そのような方が22名ございます。その他ですね、残りの3名につきましては、外国人のですね、技能実習制度というのがございますが、それによるものが3名ということで、現在、中国の方3名ということで、この方につきましては、3年契約の方が2人、それから1年契約の方が1人という状況になっております。

◇議 長 6 番 松田信行議員。

◇**松田議員** この実習生を受け入れている実際の現在の戸数は、何件ですか。山園地区以外の地区は。

◇**議 長** 田中産業建設課長。

◇**産業建設課長** 申し訳ありません。酪農家全体で27戸ございますが、そのうちです。ね戸数といたしましては、山園地区が4戸、それから末広地区2戸、上東1戸、西倉1戸、新富1戸ということで、現時点では合計9戸の酪農家さんが受け入れているという状況でございます。

◇**議 長** 6番 松田信行議員。

◇**松田議員** この9戸で、合計で実習生は25名ですね。この方々、今現在どういう現状なのか、現状と言ったら失礼ですよ。どういうふうに対応されているのか。ちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

◇**議 長** 田中産業建設課長。

◇**産業建設課長** 今現在どのような形で入居されているかという御質問かと思えます。まず、山園地区のですね、4戸につきましては、人数がですね14名いるんですけれども、その内訳としましては、旧山園教員住宅がまずございまして、そこに5人、酪農家さんの住宅等に住み込みされている方が3名、それから、市街地区から通われているということで、公営住宅単身者住宅等ございますが、その方が5名、それから、女満別から通われている方が1名ということで14名でございます。

それから山園地区以外ですけれども、11名の方がおりますが、市街地のですね、公営住宅に2名、それから市街地の単身者住宅に2名、それから酪農家の住宅との住み込みが6名ですね。あと美幌から通われている方が1名、合計11名ということでございます。

◇**議 長** 6番 松田信行議員。

◇**松田議員** 今の状況を踏まえたときに、私が1番危惧するのは、この事業は、町の行政財産としての位置付けになるんだろうと思いますけれども、ということになれば、やはり公平性というのがやっぱり問われるんだろうと思うのです。

今回6棟ということなんですけども、その一部の、一部という失礼ですね、

限定された農家、そこに特化というとおかしいですけども、そこに集中してしまう懸念はないのかどうなのか、そこら辺は各農家さんのニーズをもって、公平性が保たれるのかどうなのか。そこら辺はどういうふうに取り組む考えを持っていらっしゃるのかちょっとお聞きしたい。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 はい、公平性が保たれるのかどうかという御質問とですけれども、現在ですね、実習生につきましては、先ほども御説明いたしましたが、25名ということで、1戸当たり多い所で4、5名受け入れされている農家さんもございます。今後ですね、もっと多くの実習生に来てほしいという農家さんがいるのが実情でございます。

今回、町が建設するに当たりまして、数件の農家さんで独占することがないように、現状の山園教員住宅の活用ですとか、あと市街地からの通い、住み込みなども継続した中で、今現在、予定しておりますが、管理運営を委託予定しておりますJAオホーツク網走さんの方とですね、十分協議いたしまして、公平性を確保できるようにしていきたいということで考えております。

◇議 長 6番 松田信行議員。

◇松田議員 今作る、これから作る、そういう公平性についてわかりました。この事業をやっぱり、東藻琴全体で進めるということ、これをきっかけに進めるということ考えたときに、やっぱり山園地区以外にも、先ほど現況を踏まえて、点々としてますけれども、山園地区以外の受け入れ体制も同時に並行して進めていかないと、きちっと説明してないと、今度はこの地区以外の地区との整合性がやっぱり取れないのではないのかなと、その心配**なんで**、今後検討していただきたい。そう申し上げて、質問を終わらせていただきます。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 今回ですね、山園地区、利用者ですね、1番酪農家に集中している部分も含めまして、山園に建設させていただく予定としておりますが、市街地の方にもですね、実際こういう住宅ですとか、単身者住宅等に入られている方がおられます。場所的には山園地区に建設させていただきますが、山園地区以外ですね、酪農家さんとも利用できるようなシステムにしたいと思っておりますし、現在、公営住宅でも、将来的に用途廃止いたしまして、公営住宅を、そういった

特定の利用にできるような形にしていきたいという公営住宅もございますので、すぐにとはいきませんが、それらも合わせてですね、検討していければなということで考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第10号)を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第73号

◇議 長 日程第16 議案第73号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書115ページです。

「議案第73号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,230万7,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によ

る。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

117ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正歳入です。

2款 国庫支出金に31万1,000円を追加、3款 療養給付費交付金に78万6,000円を追加、8款 繰入金に220万7,000円を追加しまして、歳入合計330万4,000円を追加し、11億3,230万7,000円とするものでございます。

118ページ、お願いいたします。歳出です。

1款 総務費に31万1,000円を追加、2款 保険給付費に288万7,000円を追加、10款 諸支出金に10万6,000円を追加しまして、歳出合計330万4,000円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので124、125ページをお開きください。

1款1項1目13節 委託料の国保システム改修委託料に31万1,000円の追加です。70歳以上一般被保険者に係る医療費負担の軽減特例措置の段階的廃止に伴う電算システムの改修に要する費用を追加するものでございます。

2款2項1目19節 負担金補助及び交付金の退職被保険者高額療養費に78万6,000円の追加です。当初の見込みより支出が増え、不足が見込まれることから追加するものでございます。

4項1目12節 役務費の出産育児一時金支払い手数料に1,000円、19節負担金補助及び交付金の出産育児一時金に210万円の追加です。当初見込みより出産数が増え、不足が見込まれることから追加するものでございます。

10款1項3目23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度国庫支出金返還金として、10万6,000円の追加です。これは、平成25年度事業等の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

122、123ページをお開きください。歳入です。

2款2項1目1節 財政調整交付金ですが、特別調整交付金に31万1,000円の追加です。歳出で説明しました国から電算システムの改修に要する費用が交付されるため追加するものでございます。

3款1項1目1節 現年度療養給付費交付金ですが、療養給付費交付金現年度分に78万6,000円の追加です。歳出で御説明しましたように退職被保険者高額療養費が増額となったことから追加するものでございます。

8款1項1目1節 一般会計繰入金に140万円の追加でございます。歳出で御説明いたしました出産育児一時金が増額となったため、法定繰り入れ分、3分の2を追加するものでございます。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に80万7,000円の追加です

が、今回の補正予算財源調整のために繰り入れするものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 小島一弘議員。

◇小島議員 小島です。

出生率が向上している旨で補正が組まれたというお話でございますが、出生率はどのぐらい向上したのでしょうか。参考までに教えてください。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 国の方で発表しております合計特殊出生率でございますが、本町につきましては、1. 71人というふうになっておりまして、全国的にも高い数値となっております。

今回補正によりまして増やした分でございますが、例年、25名程度の国保による出産を見込んでいたわけですが、現在、来年の3月31日までに、出産を控えている方々というものが、私どもでとらえておりまして、その方が間違いなく増えるということから、今回補正をしております。

当初25件を見ておりましたが、今回、増やしまして30件ということで5件分を増額しているところでございます。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第74号

◇議 長 日程第17 議案第74号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 それでは議案書の127ページをお開きください。

「議案第74号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億194万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年12月16日提出 大空町長 山下英二」。

129ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。3款 繰入金57万3,000円を追加、歳入補正額合計57万3,000円を追加し、歳入合計は、4億194万円とするものであります。

130ページをお開きください。歳出でございます。

1款 総務費に57万3,000円を追加し、歳出補正額合計57万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書を御説明申し上げます。136、137ページをお開きください。

先に歳出から御説明を申し上げます。1款2項1目という施設管理費、11節需用費光熱水費に57万3,000円の追加であります。本年11月から電気料金が値上げされたため、水道施設で使用している設備等の電気料金につきまして、当初予算では不足することが見込まれることから増額するものでございます。

続きまして歳入を御説明申し上げます。134、135ページをお開きください。

3款1項1目1節 一般会計繰入金57万3,000円の追加でございます。

歳入増額分を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で、平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の御説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、後藤幸太郎議員。

◇後藤議員 先ほど簡易水道給水条例の一部改正のときですね。

課長の方から調査しているということで水源のことをちょっと触れておりまして、今の状況はどのような状況になっているのか、報告できる範疇でよろしいですけど、報告していただきたい。

◇議 長 田端建設課長。

◇建設課長 水源調査の状況でございます。

ただいまですね、東藻琴の4地区で休止しています水源の水質、水量等について、第1段階で調査をしております。現状、4水源ではですね、水量が足りないことが見込まれますので、現在山園末広地区で新しい水源を開発するために、現地の方を調査しておりましたけれども、概ね2カ所の水源が見つまっているようでございますけれど、その水は水量があるのか、飲み水として適正なのか、そういうことを今現在調査しているところでございます。

以上報告できる分についてはですね、3月で委託が終わりますので、正式の御報告については3月にできるかと思っておりますけれども、現状についてはこの程度で御説明を終わらせていただきたいと思いますと思っております。

◇議 長 10番、後藤幸太郎議員。

◇後藤議員 今の課長の方からですね、細部にわたり説明していただいたわけなんですけど、なにせ町民は本当に待っておりますので、本当に1日も早くそういうことで、簡易水道ができるということをね、いろんな形で報告することも、ひとつの方法でないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

◇議 長 田端建設課長。

◇建設課長 水道料金改定説明会のときにもですね、町民の方々については、早く東

藻琴の水が飲みたいという御意見が非常に多かったと思っております。その御意見につきましても、重々心の中に留めておりまして、早期にできるような形で取り組みをしたいと思っておりますけれども、水利権の関係がですね、もし発生しましたら、水利権を得るのは、一般では10年と言われております。飲料水にする場合、最短でも3年掛るのではないかなというようなことも言われておりますので、そこら辺についてはですね調査の結果を見ながらですね、水道料金については設備投資が多ければ多いほど水道料金に反映されることとなりますので、いかに安い設備投資で飲めるかっていうことも検討しなければならないということがありますので、こちらの方もですね、鋭意努力していきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第74号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第75号

◇議 長 日程第18 議案第75号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を求めます。
田端建設課長。

◇建設課長 それでは議案書の139ページをお開きください。
議案第75号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

「平成２６年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億１，１８２万１，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。平成２６年１２月１６日提出 大空町長 山下英二」。

１４１ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

５款 繰入金３７万１，０００円を追加し、歳入補正額合計３７万１，０００円を追加し、４億１，１８２万１，０００円とするものであります。

１４２ページをお開きください。歳出でございます。

１款 総務費に３７万１，０００円を追加し、歳出補正額合計３７万１，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

１４８、１４９ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の御説明を申し上げます。先に歳出から御説明申し上げます。

１款１項２目 施設管理費、１１節 光熱水費に３７万１，０００円の追加であります。１１月から値上がりします電気料につきまして、当初予算では、不足の見込みとなりますことから追加するものでございます。

続きまして歳入を御説明申し上げます。１４６、１４７ページを御開きください。

５款１項１目 一般会計繰入金、１節一般会計繰入金３７万１，０００円の追加であります。光熱水費で増額したものにつきまして、一般会計から繰り入れていただくものでございます。

以上で、平成２６年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の御説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第７５号 平成２６年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第

3号) 採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 したがって、議案第75号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第76号

◇議 長 日程第19 議案第76号 平成26年度大空町一般会計補正予算第(11号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます

藤田総務課長。

◇総務課長 別に配付しております第4回大空町議会定例会追加議案書の1ページをお開き願います。

「議案第76号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第11号)

平成26年度大空町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,348万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成26年12月19日提出 大空町長 山下英二」。

3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

18款繰入金に1,252万7,000円を追加、歳入合計は1,252万7,000円を追加し、80億7,348万8,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

3款 民生費に20万円を追加、6款 農林水産業費に378万円を追加、7款 商工費に216万円を追加、8款 土木費に638万7,000円を追加、歳出合計は、1,252万7,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、10ページ11ページをお開き願います。3款1項2目 軽度生活援助事業の19節 除雪サービス事業助成金に20万円を追加しています。自力で除雪することが困難な高齢者や障がいのある方の世帯で町民税非課税世帯または所得割非課税世帯で、町内の民間事業者を除雪を委託した場合に1万円を限度として助成するもので、このたびの湿った大雪の影響もあり、希望される方が増えることが想

定されるため増額するものです。

6款7款の補正予算につきましては、女満別空港ビルテナント撤退に伴い、大空町商工会より、その後の対策について要請があり、検討を進め、一般財団法人めまんべつ産業開発公社が運営主体となって、大空町全体の物産振興と観光PRを展開することとなったため、町として応分の支援について追加するものであります。6款1項4目 東藻琴乳酪館管理費の18節にソフトクリームフリーザーを購入するため、378万円を追加するものです。

7款1項1目 商工業振興一般事務費の19節 地域物産観光振興対策補助金216万円を追加しています。空港のテナントにおいて、大空町特産品の地方発送を受付、構成団体にオンラインで発注を連絡するシステムの構築に162万円、テナント料の2カ月分に54万円で、合わせて216万円であります。

8款2項3目 除雪対策事業の13節 指定管理委託料に638万7,000円を追加しています。委託料には、1回分の排雪経費を盛り込んでおりますが、17日から18日にかけての暴風雪に伴い、排雪作業を早期に行い、道路、歩道の安全な通行を確保するため、今後も大雪に要する費用が必要であることから、増額をさせていただくものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、8ページ9ページをお開き願います。

18款1項3目1節 財政調整基金繰入金1,252万7,000円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 質疑はありませんか。

1番、上地史隆議員。

◇上地議員 歳出の11ページですが、軽度生活援助事業、除雪サービス事業助成金で20万円とありましたが、実際に民間の事業所に委託しているということなんですが、何件ぐらい委託しているのかと、あとどうしてもそういう障がいとかある人のためには道を確保するのも必要であるんですが、この予算額で足りるのかどうか。

また増額とかも含めてそういう必要性があるのか。お聞きしたいと思います。お願いいたします。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 ただいま質問がありました軽度生活援助事業ということで、今回補正に

至った経緯につきましては、先ほど説明したとおりでございます、今回の補正する部分については、事業費の一部を支援するということで、民間事業者等を利用した場合について、1人1件当たり1万円を支給するというものでございます。

現在取りまとめをしている途中であります、30件を当初予定しておりましたが、既に30件を超える希望者が来ておりますし、さらに、昨日の夕方からは、町民の方から電話で問い合わせ等では、やはり雪が重たいので、今までの人材派遣というよりは、除雪という民間事業者の利用に振り替えたい、新たに希望したいという方が数名相談されてきているということもございましたので、今回20万円ということで、20件分助成をしております。

今後、今までの経過から見ても、私どもの積算上は当分20件の追加で済むであろうというふうに考えているところでございます。

◇議 長 1番 上地史隆議員。

◇上地議員 実際にニーズがたくさんあるということを御聞きして、湿った大雪でここ2日間大変な思いをしたんですが、ただ病気とか、そういう緊急的に移動弱者というか、そういう方たちのためにもできるだけ道を確保できるように、こういう事業は大切な事業ですし、民間の活力を使ってもう少し拡大するじゃないですけど、迅速にやっていただければと思います。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 上地議員の言われたとおり、やはり私どもとしまして、そういう生活弱者といいましょうか、そういう方々に幅広い支援をとというようなことも考えてございますが、今後も私どもの方で、これに代わる人材派遣の方もありますので、周知PRに努めてまいりたいというふうに思っております。

◇議 長 他に質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成26年度大空町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成26年度大空町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 発議第22号

◇議 長 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書7ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第22号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。平成26年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

9ページでございます。この要望の趣旨ですが、国の責務として、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと規定しているにもかかわらず、国の財政の国庫負担金の割合を引き下げている現状に鑑み、国が負うべき国庫負担を引き上げるよう求めるものというものでございます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第２２号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第２２号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 発議第２３号

◇議 長 日程第２１ 発議第２３号 所得税法第５６条の廃止を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

６番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書１１ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第２３号 所得税法第５６条の廃止を求める要望意見書 このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２６年１２月１９日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

１３ページでございます。この要望の趣旨ですが、所得税法第５６条の内容は、家族従事者の賃金を必要経費として認めない、というもので、事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者が８６万円、家族で５０万円だけであり、このわずかな控除額が家族従事者の所得とみなされ、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなるということから、所得税法第５６条の廃止を求めるものというものでございます。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣宛てでございます。

以上説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い

願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第23号 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第23号 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第24号

◇議 長 日程第22 発議第24号 北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書15ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第24号 北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する要望意見書、このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。平成26年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

17ページでございます。この要望の趣旨ですが、日本脳炎ワクチンの予防接種について、北海道が唯一定期接種の対象外となっているため、定期接種化を求めるものというものでございますが、記1 旅行のほか転勤、進学、就職等のさまざまな理由により道外に転出するケースや道内の移動が頻繁に行われているこ

と。

2 日本脳炎ウイルスを媒介するコガタアカイエカの生息が確認されていないとはいえ、豚の血清抗体検査では陽性事例もみられ、地球温暖化の影響などさまざまな要因を背景に、北海道でも予防接種を受けてない方が感染する可能性が十分にあること。

3 現在では任意接種のため、接種にあたっては、道外から転入してきた接種対象年齢にある子の保護者をはじめ、道内の接種希望者に自己負担が生じること。

以上3点に配慮し定期接種化を実現させるよう要望するものであります。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第24号 北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第24号 北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第25号

◇議 長 日程第23 発議第25号 必要な介護サービスが受けられるよう求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書の１９ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第２５号 必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２６年１２月１９日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

２１ページでございます。この要望書の趣旨ですが、記以降ですが、１ 要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまでどおり保険で継続すること。

２ 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。

３ 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため国は自治体に必要な財源を援助すること。

以上の３点について、だれもが必要な介護サービスを受けられるように要望するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わりますこれから発議第２５号 必要な介護サービスが受けられるよう、求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第２５号 必要な介護サービスが受けられるよう求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 発議第２６号

◇議 長 日程第２４ 発議第２６号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

６番 松田信行議員。

◇松田議員 議案書２３ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第２６号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員等処遇改善を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２６年１２月１９日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

２５ページでございます。この要望の趣旨ですが、平成２６年に成立した医療介護総合法は、国の公的責任を自治体と住民に転嫁するものとし、医療と介護の崩壊をくいとめるため、介護職員等の大幅な増員や、診療報酬の改善を求めるものとなっております。

記以降ですが、１ 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。

２ 安全・安心な医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を大幅にふやすこと。

３ 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬、介護報酬に改善すること。

以上の３点について要望するものであります。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 26 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 26 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 発議第 27 号

◇議 長 日程第 25 発議第 27 号 平成 27 年度畜産物価格決定に関する要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7 番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書 27 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 27 号 平成 27 年度畜産物価格決定に関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成 26 年 12 月 19 日提出 提案者 大空町議会 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

29 ページを御覧ください。この要望の趣旨ですが、畜産物価格などの決定及び適切な額の畜産政策の推進と予算確保に尽力をすることを求めるというのですが、記以降 5 点あります。

1 TPP 交渉及び EPA/FTA 交渉において、重要農産物である乳製品や牛肉・豚肉などの関税維持など適切な国境措置を確保すること。特に TPP 交渉については、拙速な合意は断じて行わず、国会決議等を遵守できない場合は速やかに撤退すること。

2 平成 27 年度加工原料乳生産者補給金の単価については、配合飼料価格や燃料価格の高止まり、電力料金の値上げなどの生乳生産コストの上昇を十分に反映するとともに、再生産の確保と適切な家族労働報酬が得られるよう現行単価を引き上げること。

3 平成 27 年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格などについては、配合飼料価格の高止まりなど、畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図れるよう適切に設置すること。

4 地域で奮闘する家族農業をはじめとする酪農・畜産の担い手が、安心して

営農活動に取り組むため、畜種ごとの経営体に対応した再生産の確保と収益性の安定が図られるよう多様な直接支払・経営所得安定対策を推進すること。

５ 新たな酪農・肉用牛基本方針の策定にあたっては、畜種及び地域における現状の課題を踏まえ、酪農・畜産の役割・機能が十分に発揮できるよう中長期的な生産基盤強化の目標を策定し、必要な財政措置を図り、総合的な酪農・畜産政策を推進すること。

以上、５点について要望するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第２７号 平成２７年度畜産物価格決定に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第２７号 平成２７年度畜産物価格決定に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 報告第１４号

◇議 長

日程第２６ 報告第１４号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

田端建設課長。

◇田端課長 それでは専決処分について御報告を申し上げます。

大空町議会議案 31 ページから 36 ページとなっております。

今回の専決処分の報告につきましては、大空町職員が運転する町有車輛と町民の方が運転する車両が 9 月 30 日、物損事故を起こしておりまして、12 月 1 日に示談書を締結し、12 月 2 日付けで専決処分を行い、同日、議長宛てに御報告を申し上げたものでございます。

35 ページをお開きください。専決処分書の内容につきましては、朗読をもって御説明とさせていただきます。

なお、朗読に当たりまして、敬称については省略させていただきたいと思っております。

「専決処分書 町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 26 年 12 月 2 日 大空町長 山下英二」。

1 和解内容 別紙となっております。後ほど御説明させていただきます。

2 損害賠償の額 2 万 1,000 円

3 和解の相手方、大空町女満別西 4 条 1 丁目 7 番地 5 吉川信子。

次に和解内容の御説明でございます。36 ページをお開きください。

和解内容

1 事故の要因

(1) 事故の発生日時 平成 26 年 9 月 30 日午後 1 時 40 分頃

(2) 事故車両 北見 500 さ 1448、これは建設課が所有しているラブフォーという車両でございます。

(3) 事故発生場所、大空町女満別西 4 条 3 丁目 2 番地先路上

(4) 事故車両の運転手 須磨文太 大空町との関係は事務職員でございます。

(5) 事故の相手方 大空町女満別西 4 条 1 丁目 7 番 1 号 吉川信子

(6) 事故の概要でございます。

水道メーター検針業務のため、町道 2 丁目線を郵便局方面へ向かう途中、町道 2 丁目線と町道栄町 6 丁目線交差点で、農協へと向かっていた相手車両が一時停止路線にもかかわらず、町道栄町 6 丁目線から飛び出してきたため、回避すべくブレーキ操作を行ったが、間に合わず、相手車両の右前方と公用車左前方フェンダーが接触し、相手車両に損害を与えたものであります。

2 和解の条件

(1) 事故の第 1 当事者（甲）大空町女満別西 4 条 1 丁目 7 番 1 号 吉川信子

(2) 事故の第 1 当事者（乙）大空町長 山下英二

- (3) 過失割合 甲 85%、乙 15%
 - (4) 損害賠償の額 2万1,000円
 - (5) 支払い期限 乙は甲に対して本件物件事故による損害賠償額として金2万1,000円を平成26年12月19日までに支払うものとする。
 - (6) 異議の申し立て 示談書締結後は甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。
- 今回の物損事故につきましては、車両のみということで人的な怪我はないということでございます。以上で専決処分の内容について御報告を申し上げます。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第27 報告第15号

◇議 長 日程第27 報告第15号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第15号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成26年8月分から平成26年10月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては、9月22日、9月分につきましては、10月20日、10月分につきましては、11月26日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。

◇議 長 会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町長 平成26年第4回大空町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げますと思います。

今回の定例会については、会期を4日間とすると16日の開会当初から天候の悪化が伝えられていたために、議会側として、多大なる御配を賜ったものと、この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと、そのように思います。

また、一般質問では4人の方から御質問を賜りました。中でも、災害に対する一般質問もございましたけれども、この会期内であります3日間災害対策本部を設置するという中で、暴風雪災害に相対したわけでございます。今回の災害に当たりましては、町民の方々の自助という取り組みに非常に助けられた、そんな気がいたしております。

この2日間において、町内に2箇所において、非常に長い間の停電などもございました。従来でありますと、役場の方にいつ復旧するかというような問い合わせなどが非常にございましたけれども、今回は、北電から私どもが通知をいただくまで、私どもとしても、どの地域で停電が発生しているかわからない、それはきっと町民の方々が、それなりに備えをしながら対応してくれたものと、そのように思っております。

ただ、一般質問の中にありました共助というところについては、なかなか私どもの関わりが薄く、十分形立てて、対処できているというものではないかと思っております。

御指摘のありましたように、今後、自助はもちろん、共助、さらには公助というものを充実していくためにも、行政としての関わりを持たせていただきながら、その仕組みづくりに努力をしてまいりたい、そのように思っております。

併せて今回の議会の中では、排雪に係る予算で緊急に提案をさせていただきました。お認めをいただいたところでございます。予定といたしましては、来週22日から排雪作業に当たり、皆様に御不便をかけないよう年内に対処してまいりたい、そのように思っております。是非、皆様方からも町民の皆様にさまざまな形でお伝えをいただければありがたいと、そのように思います。

今回、平成25年度の決算について、本会議の中で認定をいただいたところでございます。決算審査の委員会の中でも申し上げましたけれども、この認定を受けて、さらにそのことの反省を踏まえながら、平成27年度予算に反映をしてみたいと、そのように思っております。

また一方で、国の総選挙が終わり補正予算なども取り沙汰されておりますし、平成27年度予算の関係についても、新聞報道などで経済対策などが講じられております。そういった情報をしっかりと受け止めながら、平成27年度の予算に

反映できるように努力をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

また、今回の議会の中では、子ども・子育て支援制度などについて、町としての条例制定をさせていただきました。これは国の人口減対策の一環、さらには長期ビジョンや総合戦略の一環とも言える取り組みではないかと、そのように思っております。今回提案をさせていただきました条例などについては、私どもの町の実情から見ますと、少し遠いところの政策ではありますが、その流れというものは間違いなく地方へ、そして人口減対策を講じるための施策ということになっていこうかと思えます。そういった情報、流れを的確につかみながら、今後、町としての政策に生かしていけるように努力をしていきたい、そのように思っています。

さらに今回の議会の中では、水道料金の改定についてお認めをいただいたところでございます。町民の皆さんには、負担を強いるということになりますけれども、将来を見越した中で、安定したそして質の良い水を皆様方に供給するために、今回の提案をさせていただいたところであります。こういった負担をいただくためには、しっかりとした説明というものが、今後もなされていかなければならないものと思っております。

併せて高齢者移動支援でありますとか、冬季生活支援、除雪サービス事業の支援など提案をさせて予算の認めをいただきました。こういったサービスも予算を組んだからといって安心することなく、しっかりと町民の皆さんに周知をし、そして御利用いただく、そのことがなければ、十分な施策とは言えないのではないかと思っております。周知の徹底を含め、御理解や御協力を賜るように努力をしてまいりたいと思っております。

このように、今回の議会については、私にとってはさまざまな分野で考えさせられる議会となりました。

それも前段の常任委員会、また本会議等を通じて議員の皆様からさまざまな御指摘をいただいたおかげと、そのように思っております。

それらに感謝を申し上げ、お礼に替えさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

◇議 長 平成26年第4回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時34分